

岩内町地域防災計画

(資料編)

岩内町防災会議

目 次

第1章 総 則

資料	1-4-2-1	過去の主な災害の発生状況	1
資料	1-4-3-1	過去3カ年の気象状況（月別平均）	3

第2章 防災組織

資料	2-1-1-1	岩内町防災会議条例	4
資料	2-2-1-1	岩内町災害対策本部条例	6
資料	2-3-1-1	協力依頼の住民組織	7

第3章 情報通信計画

資料	3-2-7-1	気象予警報等処理票	8
資料	3-3-4-1	主要連絡先までの距離及び所要時間	9
資料	3-3-4-2	町内アマチュア無線の活用依頼先	9
資料	3-4-2-1	災害情報報告	10
資料	3-4-2-2	被害状況報告（速報 中間 最終）	12
資料	3-4-2-3	被害状況判定基準	14

第4章 災害予防計画

資料	4-3-4-1	岩内町非常用備蓄品 備蓄計画	18
資料	4-4-3-1	災害時における協定締結状況	21
資料	4-6-4-1	避難所として利用できる施設の状況	28
資料	4-6-5-1	指定緊急避難場所及び指定避難所	29
資料	4-9-1-1	水防区域	30
資料	4-9-1-2	高波・高潮・津波等の危険区域	32
資料	4-9-1-3	地すべり・がけ崩れ等危険区域	34
資料	4-9-1-4	土石流危険区域	36
資料	4-9-1-5	危険物等災害予想区域	38
資料	4-9-1-6	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	39
資料	4-9-1-7	津波災害警戒区域	40
資料	4-9-1-8	洪水浸水想定区域	41

第5章 災害応急対策計画

資料	5-4-12-1	字別の世帯及び人口調べ	42
資料	5-5-3-1	炊出し施設の状況	42
資料	5-7-6-1	給水施設の状況	43
資料	5-7-7-1	浄水装置による給水の依頼先	43
資料	5-7-8-1	給水車両の保有状況	43
資料	5-7-9-1	給水資機材等の調達先	44
資料	5-9-4-1	町内の医療機関一覧表	45
資料	5-9-5-1	町内の薬局等一覧表	46
資料	5-11-2-1	じん芥処理施設・最終処分場・し尿処理施設の現況	46
資料	5-13-6-1	火葬場・埋葬場の所在地	47
資料	5-14-5-1	障害物除去の機械・器具等の保管状況	47
資料	5-14-6-1	障害物除去車両の保有状況	47
資料	5-15-2-1	輸送車両の状況	48
資料	5-15-2-2	ヘリコプター離着陸・物資投下の可能地点	49
資料	5-17-3-1	応急教育の予定施設	50
資料	5-17-9-1	学用品購入（配分）計画表	51
資料	5-17-9-2	学用品給与簿	51
資料	5-17-9-3	学用品受払簿	51
資料	5-17-10-1	文化財の指定状況	52

第6章	特殊災害対策計画		
資料	6－2－1－1	港湾区域図	53
資料	6－2－3－1	重要警戒区域図	54
資料	6－2－9－1	港湾防災資材の保有状況	55
資料	6－3－10－1	認識票	55
資料	6－3－10－2	救急状況調書	55
資料	6－3－10－3	記録集計表	55
第7章	事故災害対策計画		
資料	7－3－2－1	国道・道道の通行規制の基準	56
第8章	災害復旧・被災者援護計画		
資料	8－3－1－1	災害復旧事業別の国庫負担及び補助率	57

過去の主な災害の発生状況

令和元年12月31日現在

発生年月日 ()内は西暦	種 別	被害カ所	被 害 状 況
明治40. 4. 11 (1907)	暴 風	岩内港	ニシンわく船破損30隻、漁船破壊 3 隻、水死者 3 人。
〃 40. 4. 21 (1907)	暴 風	岩内沖	漁船遭難、水死者あり。
〃 42. 10. 25 (1909)	火 災	万代東地区	北西風30m/s。360余戸全焼。
大正 2. 9. 20 (1913)	暴 風	岩内沖	イカ釣船150余隻遭難。
〃 3. 2. 26 (1914)	火 災	御崎地区	北西風10m/s。49戸全焼、3 戸半焼。
〃 8. 4. 18 (1919)	暴風雪	岩内沖	ニシン網78カ統流失。
〃 9. 4. 3 (1920)	暴 風	岩内沖	ニシン漁船遭難、水死者35人、家屋全壊12戸、放棄ニシン3,000 t。
〃 11. 1. 6 (1922)	暴風雪	岩内・前田駅間	岩内～前田間鉄道路線除雪人夫除雪車にふれ即死 2 人、重傷 3 人、軽傷 8 人。
昭和29. 1. 29 (1954)	暴風雪	岩内港	船入澗けい留中の漁船沈没、座礁30隻、中小破43隻、死者なし。
〃 29. 9. 26 (1954)	台風・火災	全町の 8 割	15号台風により風速37m/s下に発生。3,298戸全焼、死者・行方不明37人、り災人口16,622人、漁船被害沈没11隻、大破10隻、座礁48隻、焼失25隻計94隻。
〃 31. 1. 14 (1956)	暴風雪	岩内沖	漁船沈没 7 隻、死者38人。
〃 31. 11. 30 (1956)	暴風雪	岩内沖	漁船沈没 4 隻、死者13人。
〃 36. 7. 24 ～ 7. 26 (1961)	大 雨	全 町	床上浸水645戸、り災人口(床上)3,265人、道路決壊16カ所、堤防決壊26カ所、橋梁流失 9 カ所、田畑流失・冠水65.1ha。
〃 36. 8. 8 ～ 8. 10 (1961)	台 風	全 町	床上浸水356戸、り災人口(床上)1,810人、道路決壊10カ所、堤防決壊26カ所、橋梁流失破損 9 カ所、田畑流失・冠水219ha。
〃 39. 11. 22 (1964)	暴風雪	岩内港	船入澗けい留中の漁船沈没 7 隻、大破 2 隻、中波22隻、小破43隻、計74隻。
〃 45. 2. 1 (1970)	高 波	御崎地区	床下浸水 5 戸。
〃 45. 3. 17 (1970)	高 波	御崎地区	床上浸水 6 戸。
〃 48. 8. 26 (1973)	大 雨	敷島内地区	土砂崩れ 1 カ所。
〃 50. 8. 22 (1975)	大 雨	宮園地区	ポンイワナイ川、権太川護岸決壊 3 カ所。
〃 51. 8. 12 (1976)	大 雨	大浜地区 敷島内地区	床下浸水10戸、幌内橋流失。
〃 54. 4. 10 (1979)	大 雨	宮園地区	ポンイワナイ川護岸決壊 1 カ所。
〃 56. 8. 23 (1981)	大 雨	東山地区	床下浸水10戸、道路の決壊 1 カ所。
〃 60. 9. 1 (1985)	大 雨	野東地区 敷島内地区	権太川、西老古美川、日内川、幌内川、当別川護岸決壊、計 5 カ所、床上浸水 1 戸。
平成 5. 7. 12 (1993)	地 震 (北海道南西 沖地震)	全 町	震度 5 (寿都・小樽) 震度 4 (倶知安)、津波の高さ263cm(岩内)。 地震による一部損壊218戸、津波による漁船損壊8隻。
〃 5. 11. 14 (1993)	暴風雨	全 町	一部損壊189戸。
〃 9. 8. 10 (1997)	大 雨	高台地区	ポンイワナイ川護岸決壊 1 カ所。

発生年月日 ()内は西暦	種 別	被害カ所	被 害 状 況
平成 10. 5. 2 (1998)	大 雨	栄地区 野東地区 敷島内地区	床下浸水12戸、床下浸水 1 事業所、道路決壊 1 カ所。
" 16. 9. 9 (2004)	台 風	全 町	一部損壊235戸、田畑流失38.9ha。
" 22. 7. 29 (2010)	大 雨	全 町	最大 1 時間降水量30.5mm、24時間降水量123mm。床下浸水128戸、朝日温泉半壊、田冠水1.2ha、土砂崩れ 2 カ所、運上屋川流域住民22人自主避難、全町断水37時間。
" 23. 3. 11 (2011)	地 震 (東日本大震災)	全 町	震度 2 (岩内町清住)、津波の高さ30cm (岩内)。被害無し。
" 23. 9. 2 ～ 9. 6 (2011)	台 風	全 町	床下浸水4戸、運上屋川・当別川護岸一部損傷。
" 24. 12. 6 (2012)	暴風雪	全 町	一部損壊22戸、停電600戸。
" 25. 8. 23 (2013)	大 雨	全 町	床下浸水1戸、停電全域。
" 28. 2. 29 ～ 3. 1 (2016)	暴風雪	全 町	風速24.5m/s (西北西)、最大瞬間風速35.6m/s (西北西)。重傷 1 人、一部損壊24戸、停電1,352戸。避難者数13人 (避難所開設1カ所)。
" 30. 7. 2 (2018)	大 雨	東山地区 大浜地区	最大 1 時間降水量14mm。土砂崩れ 1 カ所 (土砂災害警戒区域「東山 2 地区」)。
" 30. 7. 4 ～ 7. 5 (2018)	大 雨	栄地区 高台地区 相生地区 宮園地区	最大 1 時間降水量15mm、13時間降水量81.5mm。道路法面崩壊等 2 カ所、河川護岸損壊等12カ所。運上屋川・ポンイワナイ川流域の355世帯660人に避難勧告発令、避難者数49人 (避難所開設1カ所)。

過去3カ年の気象状況（月別平均）

年別 区分	平成29年				平成30年				令和元年			
	降水量 mm	平均気温 ℃	平均風速 m/s	日照時間 h	降雪量 cm	降水量 mm	平均気温 ℃	平均風速 m/s	日照時間 h	降雪量 cm	降水量 mm	平均気温 ℃
1	45.5	-3.6	3.7	26.7	97	117.5	-2.7	4.2	22.4	207	16.5	-2.8
2	16.5	-2.3	3.9	36.8	64	44.5	-4.0	4.6	52.0	119	23.0	-2.8
3	16.0	0.7	3.5	173.1	27	67.5	1.9	4.1	129.9	14	42.0	1.8
4	63.5	7.1	3.8	194.3	3	33.5	7.0	3.5	171.1		25.0	6.5
5	55.5	12.9	3.4	203.8		67.5	11.9	2.9	191.5		42.0	14.1
6	158.0	14.9	2.4	152.6		116.0	15.9	2.5	135.9		36.0	16.8
7	98.0	21.3	2.1	186.7		217.5	21.1	2.0	150.1		49.0	21.2
8	99.5	20.8	2.6	175.0		170.5	20.5	2.3	102.1		102.0	21.9
9	207.5	16.2	2.9	177.4		63.5	17.5	2.8	154.4		77.5	18.0
10	100.0	10.3	3.1	128.0		164.5	12.1	3.1	142.2		61.5	12.6
11	118.0	4.1	4.4	44.4	48	90.5	5.8	3.6	71.4	25	63.5	3.7
12	67.5	-2.0	5.1	26.9	124	108.5	-0.9	5.1	22.5	163	63.5	-0.9
年平均	1045.5	8.4	3.4	127.1	$\frac{72.6}{5 \text{ ヶ月}}$	1261.5	8.8	3.4	112.1	$\frac{105.6}{5 \text{ ヶ月}}$	50.1	9.2

39.3
6 ヶ月

岩内町防災会議条例

〔 昭和37年12月18日
条 例 第 1 2 号 〕

改正 昭和40年4月19日条例第12号 平成8年3月22日条例第3号
平成12年3月29日条例第11号 平成15年6月19日条例第9号
平成20年3月19日条例第2号 平成24年9月21日条例第11号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、岩内町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）岩内町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- （2）町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - （1）指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - （2）北海道知事部内の職員のうちから町長が任命する者
 - （3）北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - （4）町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （5）教育長
 - （6）消防長及び消防団長
 - （7）指定公共機関の職員及び指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - （8）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ5人、4人、1人、3人、6人及び3人とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和40年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年3月24日から施行する。

附 則(平成24年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

岩内町災害対策本部条例

〔昭和37年12月18日〕
条 例 第 1 3 号

改正 昭和61年9月26日条例第6号

平成9年3月24日条例第4号

平成24年9月21日条例第11号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき岩内町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

協力依頼の住民組織

令和元年12月31日現在

地域	名 称	会員世帯数	地域	名 称	会員世帯数
東 山	東山町内会	17	宮 園	宮園 1 6 番通り会	15
	新東山町内会	44		岩内町西宮園会	234
	東山南町内会	149		宮園団地自治会	85
	東山東栄会	133		岩内町東宮園町内会	270
	東山つくし会	45		十間橋タウン	48
	東山みどり会	9		宮園パノラマ町内会	45
	東光会	4		こうしん自治会	21
	東山 S L 町内会	42	大 浜	4 町内会	350
栄	壁坂通り会	13		大浜昭和会	42
	栄夕陽ヶ丘団地自治会	20		大浜中央通り会	20
	福寿会	10		大浜みどり自治会	68
	親栄会	128		あかしや町内会	53
	栄団地管理会	32		福泉会	44
	旭町内会	28		大浜東大通り会	23
	栄富士会	23		大浜友心自治会	60
	八栄会	6	大 和	岩内中央通り町内会	42
	新上栄町内会	21		大和大通り会	34
	栄東部会	27		大和第一自治会	49
	ポン団地通り会	52		岩内大和仲通り町内会	32
	栄光会	20	御 崎	御崎通り三和会	23
	岩内マリノラザ通り会	27		御崎通り町内会	33
	五月会	25	相 生	東相生若葉会	12
	林栄会	35		南相生防犯灯自治会	33
	朝日会	24		あすなろ会	45
	栄タウン町内会	12		西相生団地町内会	11
高 台	万祥通り会	6		相生自治会	166
	高台自治会	159		すすきだ自治会	101
	高台七区町内会	48		西相生自治会	9
	高台和交会	28	野 東	アリスの里団地町内会	50
	高台こばと自治会	78		五十鈴会	24
	名店街協同組合	62		野東タウン町内会	40
	南中央通り町内会	18		はぎの会（1号棟）	23
万 代	東栄通り会	17		はまなす町内会	46
	おもない仲通り会	35		野東第一自治会	69
	浮世通り町内会	63		野東第二自治会	13
	N T T 通り会	7		野東第三自治会	47
	御鉾内大通り会	26		野東第四自治会	43
	新生通り会	13		円山川沿町内会	22
	万代大通り会	28		アスパラ会（2号棟）	24
	岩内町銀座通り親交会	36		野東団地4号棟自治会	24
	駅前通り会	27		野東道営住宅3号棟自治会	15
	御鉾内会	28	敷 島 内	敷島内第5自治会	35
	万代仲通り会	45		敷島内第6自治会	30
清 住	道銀通り町内会	8		敷島内第7自治会	19
	郷土館通り自治会	33		敷島内第8自治会	28
	清住町内会	20	全 町	岩内町衛生組合連合会	4,472
	清住第一町内会	120		岩内町名店街協同組合	62
	清住第一通り会	16		岩内町女性団体連絡協議会	180
	清友会	36		岩内町赤十字奉仕団	41
	二葉通り商店街自治会	29		合計	4,755
	清住自治会	20	町内会・自治会 9 6、その他団体 4		

気 象 予 警 報 等 処 理 票

決 裁		部 長	課 長	係 長	担 当	取扱者 職・氏名		
						印		
合 議								
受付年月日						受 付 時 刻		
発 信 機 関								
発 信 者								
<u>内 容</u>								
処 理 方 法								
連 絡 先		時 刻	受 信 者		連 絡 先		時 刻	受 信 者

資料 3－3－4－1

主要連絡先までの距離及び所要時間

地 名	距 離	所 要 時 間		備 考
		陸 路		
	陸 路	自動車	徒 歩	
倶知安	26 km	時間 0.8	時間 6.5	
小 樽	56	1.5	14.0	海路 5 時間
札 幌	97	2.5	24.3	
町 内	最遠距離は12km で自転車40分、徒歩 3 時間			

資料 3－3－4－2

町内アマチュア無線の活用依頼先

管 理 者	種 別	呼出称号 名 称	受 信 可 能 周波数範囲	住 所
清 川 義 明	移 動	JA8RS	MHz 144～146	岩内町字宮園234番地 4

災害情報報告

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時		月 日 時現在		発 受 信 日 時
月 日 時 分				月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分		災 害 の 原 因
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気 そ の 他			
(1) 災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2) 災 害 救 助 法 適 用 状 況		地区名		被害棟数
		(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他の措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他(住民等)	名			
		計	名			
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

被害状況報告（速報 中間 最終）

										月 日 時現在			
災害発生日時				月 日 時 分		災害の原因							
災害発生場所													
発信	機関（市町村名）					受信	機関（市町村名）						
	職・氏名						職・氏名						
	発信日時			月 日 時 分			受信日時			月 日 時 分			
項 目			件数等	被害金額(千円)		項 目			件数等	被害金額(千円)			
① 人的被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道 工 事	河 川	箇所				
	行 方 不 明	人						海 岸	箇所				
	重 傷	人						砂 防 設 備	箇所				
	軽 傷	人						地 す べ り	箇所				
								急 傾 斜 地	箇所				
計	人		道 路	箇所									
② 住家被害	全 壊	棟			橋 梁			箇所			計	箇所	
		世帯					市 町 村 工 事	河 川	箇所				
		人						道 路	箇所				
	半 壊	棟			橋 梁		箇所			計	箇所		
		世帯			港 湾	箇所			漁 港	箇所			
		人				下 水 道	箇所						
	一部破損	棟				公 園	箇所						
	床上浸水	棟			崖くずれ	箇所			計	箇所			
		世帯				漁 船	沈没流出	隻					
		人					破 損	隻					
床下浸水	棟		計	隻				⑥ 水産被害	漁港施設	箇所			
	世帯			共同利用施設	箇所								
	人				その他施設	箇所							
計	棟		漁具（網）		件				水産製品	件			
	世帯			その他	件								
	人				計								
③ 非住家被害	全 壊	公共建物	棟			⑦ 林業被害	道 有 林	林 地	箇所				
		その他	棟		治山施設			箇所					
	半 壊	公共建物	棟		林 道			箇所					
		その他	棟		林 産 物			箇所					
	計	公共建物	棟		そ の 他			箇所					
	その他	棟		計	箇所								
④ 農業被害	農 地	田	流失・埋没等	ha		⑦ 林業被害	一 般 民 有 林	林 地	箇所				
			浸冠水	ha				治山施設	箇所				
		畑	流失・埋没等	ha				林 道	箇所				
			浸冠水	ha				林 産 物	箇所				
	農 作 物	田	ha		そ の 他			箇所					
		畑	ha		計		箇所						
	農業用施設	箇所			計		箇所						
		共同利用施設	箇所										
		営農施設	箇所										
		畜産被害	箇所										
その他		箇所											
計													

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪ 社会教育施設被害		箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		—
	火 葬 場		箇所			鉄道施設	箇所		
計		箇所		被害船舶(漁船除く)		隻			
⑨ 商工被害	商 業	件		⑬ その他		空 港	箇所		
	工 業	件				水 道	戸		—
	そ の 他	件				電 話	回線		—
	計		件			電 気	戸		—
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所			ガ ス	戸		—	
	中 学 校	箇所			ブロック塀等	箇所		—	
	高 校	箇所		都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計		—			
計			箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危 険 物	件		
り災者数			人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数				人
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局・振興局）								
	市 町 村 名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類・概要 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A 町のものが隣接の B 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B 町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1 ヶ月以上の医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1 ヶ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊 1、商工被害 1 として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を 1 世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する費用は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する費用は含まない。

被害区分		判 断 基 準
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
	農 地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
④ 農業被害	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒状によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒状とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要とする程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑩公立文教 施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育 施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉 施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する船以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第6号及び第5条第1項の規定による空港をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

岩内町非常用備蓄品 備蓄計画

平成 2 5 年 9 月 岩内町
(改訂 平成 2 6 年 1 2 月)
(改訂 平成 2 8 年 7 月)
(改訂 平成 2 9 年 5 月)
(改訂 平成 3 0 年 4 月)
(改訂 令和 元年 7 月)

岩内町における、災害時に必要となる保存食品や避難所での生活上最低限必要とされる物資のほか、職員の災害活動時に必要となる備品について、次の考えにより備蓄を進めることとする。

1. 保存食品

保存食品の備蓄については、町内業者との協定による流通備蓄の考え方を基本とし、災害時における流通寸断等を考慮したうえで、5 0 0 人 1 日分（朝・昼・夜）の食料を備蓄することとする。

なお、昼食については軽食であることを考慮し、5 6 0 人分を備蓄する。

備蓄については、保存期間が「5 年」のものを選択し、4 年を 1 サイクルとして購入整備を続けることとし、5 年目には 1 年目に購入した保存食品を町防災訓練などで配布するなど、地域の防災意識の高揚に有効活用するものとする。

2. 保存水

保存水の備蓄については、保存食品の備蓄の考え方を基本としたうえで、5 0 0 0（1 人当たり 1 日 1 0）の保存水を備蓄することとする。

備蓄については、保存期間が「7 年」のものを選択し、7 年を 1 サイクルとして購入整備を続けることとする。

3. 災害時備蓄品

災害時の避難所での生活を考え、必要とされる備品については、北国であることを第一に考え、暖をとれるための備品を備蓄することとする。

具体的には、各小中学校等の体育館での使用を考慮した「カーペット」や「毛布」、軽くコンパクトであり取扱が容易な「アルミ製簡易ブランケット」、暖をとるために欠かせない「ストーブ」等を、計画的に購入整備する。

なお、ストーブ燃料の確保については、平成 2 4 年 9 月 1 3 日付けで小樽地方石油業協同組合と締結した「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、協力要請を行うものとする。

また、災害時の避難所生活における避難者のプライバシーへの配慮及び生活環境を考慮し、「簡易間仕切り」、「簡易型避難用テント」、「非常用洋式トイレ」、「非常用発電機」、「投光器」及び「ガソリン携行缶」を計画的に購入整備する。

備蓄量については、地震・津波災害時の避難所として指定されている８施設（小学校２校、中学校２校、高等学校１校、地域交流センター・町民体育館、保健センター）を対象とし、「簡易間仕切り」、「簡易型避難用テント」、「非常用発電機」、「投光器」及び「ガソリン携行缶」については各施設の状況を考慮して配備することとし、「非常用洋式トイレ」については、各施設の洋式トイレの設置状況により配備するための各備蓄量を考慮するものとする。

なお、毛布については、保存食品の考え方により、５００人分を備蓄することとする。

４．災害時活動用備品

災害発生時に職員が迅速な行動をとれるよう、防災用ヘルメットを備蓄し、職員に貸与することとする。

５．保存食品及び災害時備蓄品等の購入年次計画・配備計画

別紙１による。

資料4-3-4-1（別紙1）

【購入年次計画】

・非常用保存食品・保存水

品 目	計	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	H 3 6
アルファ米（朝食・夕食）	800			250	250	250	250	250	250	200	200	200	200	200	200	200
（廃棄）								H24購入分	H25購入分	H26購入分	H27購入分	H28購入分	H29購入分	H30購入分	H31購入分	H32購入分
和風リゾット（夕食）	200									50	50	50	50	50	50	50
（廃棄）														H30購入分	H31購入分	H32購入分
乾パン（昼食）	500			125	125	125	125	125	125							
（廃棄）								H24購入分	H25購入分	H26購入分	H27購入分	H28購入分	H29購入分			
災害救助用クラッカー（昼食）	560									140	140	140	140	140	140	140
（廃棄）														H30購入分	H31購入分	H32購入分
保存水（500ml）	1,400							200	200	200	200	200	200	200	200	200
（廃棄）															H28購入分	H29購入分

・非常用災害時備蓄品

品 目	計	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	H 3 6
被災者用毛布	500	(H17～H21 整備済み)														
避難所用ロールカーペット	30	5	5	5	10	5										
アルミ製簡易ブランケット	500			100	200	200										
ポータブルストーブ	30				10	10	10									
灯油用ポリタンク	60				20	20	20									
給油用吸上ポンプ	60				20	20	20									
簡易間仕切り(2.5畳)	10							5	5							
簡易間仕切り(4.5畳)	20							10	10							
簡易型避難用テント(2.5畳)	105									15	15	15	15	15	15	15
非常用洋式トイレ	45								6	6	6	6	6	6	5	4

・災害時活動用備品

品 目	計	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5	H 3 6
防災用ヘルメット	170						170									

【配備計画】

品 目	庁舎・保健センター		東小学校		地域交流センター・町民体育館		西小学校		第一中学校		第二中学校		岩内高等学校	
	配備数	配備年度	配備数	配備年度	配備数	配備年度	配備数	配備年度	配備数	配備年度	配備数	配備年度	配備数	配備年度
アルファ米（朝食・夕食）	800	H30～												
和風リゾット（夕食）	200	H30～												
乾パン（昼食）	500	H24～H29												
災害救助用クラッカー（昼食）	560	H30～												
被災者用毛布	500	H17～H21												
アルミ製簡易ブランケット	500	H24～H26												
防災用ヘルメット	170	H27～												
保存水	1,400	H28～												
避難所用ロールカーペット			5	H22～H26	5	H22～H26	5	H22～H26	5	H22～H26	5	H22～H26	5	H22～H26
ポータブルストーブ			5	H25～H27	5	H25～H27	5	H25～H27	5	H25～H27	5	H25～H27	5	H25～H27
灯油用ポリタンク			10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27
給油用吸上ポンプ			10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27	10	H25～H27
簡易間仕切り(2.5畳)					5	H29	5	H28						
簡易間仕切り(4.5畳)	20	H28～H29												
簡易型避難用テント(2.5畳)	15	H30(10)		H30(5)		H32(5)		H32(5)		H31(5)		H31(5)		H31(5)
		H36(5)	15	H32(5) H34(5)	15	H34(5) H36(5)	15	H34(5) H36(5)	15	H33(5) H35(5)	15	H33(5) H35(5)	15	H33(5) H35(5)
非常用洋式トイレ				H32		H29(6) H36(4)		H32(1) H33(1) H34(3)		H30(6) H34(3) H35(1)		H31(6) H35(4)		H33
			5		10		5		10		10		5	

災害時における協定締結状況（岩内町締結分）①

分類別	締結年月日	協 定 名 称	協 定 相 手 方	協 定 趣 旨	心 援 内 容											
					生活物資	物資等運搬	応急医療	救出救助	車両等	復旧資材	人員	ボランティア	生徒受入	施設提供	補 足	そ の 他
医 療 ・ 福 祉 ・ 医 薬	H18. 09. 07	災害時における医療対策に関する協定	社会福祉法人 北海道社会事業協会岩内病院	災害時における医療機関と町の業務内の協力範囲を定め、医療活動を迅速に実施するため			●									
	H18. 10. 02	災害時における医薬品等の供給に関する協定	・ ㈱アライ大薬堂 ・ ㈱英P & M	災害時における医薬品等を安定的、迅速に実施するため	●											・ 医薬品等
	H29. 12. 05	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定	・ 社会福祉法人 あけぼの福祉会	災害時における在宅要配慮者等へ避難支援を円滑に行うため施設の一部を福祉避難所としてより行うため											●	
	H29. 12. 05	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定	・ 社会福祉法人 環仁会	災害時における在宅要配慮者等へ避難支援を円滑に行うため施設の一部を福祉避難所としてより行うため											●	
	H29. 12. 05	原子力災害時における放射線防護施設の利用に関する協定	・ 社会福祉法人 あけぼの福祉会	原子力災害時における放射線防護施設を早期避難が困難な施設入所者、在宅要配慮者を一時的に退避させるための施設利用											●	
	H29. 12. 05	原子力災害時における放射線防護施設の利用に関する協定	・ 社会福祉法人 環仁会	原子力災害時における放射線防護施設を早期避難が困難な施設入所者、在宅要配慮者を一時的に退避させるための施設利用											●	
	R01. 07. 24	災害時における防疫活動業務の協力に関する協定	㈱北日本消毒	災害時における衛生状態の悪化防止、被災場所等における感染症の発生、拡大及びまん延を防止するため			●									
食 料 ・ 飲 料 ・ 生 活 物 資 の 供 給 等	H18. 10. 02	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	・ セブンイレブン 岩内東山店 ・ セブンイレブン 岩内万代店 ・ サンクス公園通り店 ・ サンクス八幡通店 ・ ㈱にのみや商事	災害時における応急生活物資を安定的、迅速に実施するため	●	●										・ 食料品(おにぎり・弁当・パン・果物・缶詰等) ・ 飲料水(容器入水・お茶等) ・ その他指定する物資
	H21. 08. 31	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング㈱	災害対応型自動販売機により飲料の確保を行うため												・ HI8.12.22道と締結した協定に基づく ・ 自販機搭載電光掲示板による各種情報提供 ・ 自販機内在庫飲料の無償提供(様式1提出)
	H29. 07. 26	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	㈱セブンイレブン・ジャパン	災害時食料などの供給を行い住民生活の早期安定を図る	●	●										食料、飲料、日用品等
	H29. 06. 30	災害時における物資供給に関する協定書	明和工業㈱	水道管路の緊急復旧に必要な配管資材の貸与及び既設管路とレンタル資材を接続する部材の製作及び貸与		●										
	H29. 08. 23	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	㈱ナガワ	災害時レンタル機材の提供し、避難所等の機能確保するため		●									●	・ 発電機、重機、仮設トイレ等の機材提供
	R01. 07. 04	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	㈱共成レンタテム	災害時レンタル機材を供給し、避難所等の機能確保するため		●									●	・ 発電機、重機、仮設トイレ等の機材提供

災害時における協定締結状況（岩内町締結分）②

分類別	締結年月日	協定名称	協定相手方	協定趣旨	内 容										
					生活物資	物資等運搬	応急医療	救出救助	車両等	復旧資材	人員	ボランティア	生徒受入	施設提供	
基 等 地 方 の 支 援 機 関	H24. 05. 01	岩内町所管公共施設における災害時の協力体制に関する協定	岩内建設業協会	災害時における町内道路等公共施設の被害調査、災害応急対策等の迅速な協力を受けるため								●			・ 情報連絡網、協力実施体制の構築・共有 ・ 資機材保有状況の報告 ・ 施設被害状況把握、災害応急対策、その他に係る業務対応
	H25. 09. 05	原子力災害時における住民避難支援に関する協定	北海道市町村職員共済組合 (ホテルポールスター札幌)	泊発電所における原子力災害発生時に住民の生命、身体及び財産を守るため	●									●	・ ホテルスター札幌の施設及び敷地の使用 ・ 避難者への部屋、寝具、飲料水及び食事等 ・ 打合せに係るホテル施設の使用 ・ 役場機能の移転に係るホテル施設の使用 ・ 協議の上必要と認められる事項
	H28. 05. 23	緊急時における輸送業務に関する協定書	札幌地区トラック協会 岩手支部	札幌地区トラック協会 岩手支部	災害の時又は災害発生のおそれのある場合の迅速な物資輸送を実施するため	●									・ 物資の輸送
そ の 他	H10. 9. 30 (H26. 3. 31改訂)	災害発生時における岩内町と岩内町内郵便局の協力に関する協定	岩内町内郵便局 代表 郵便局長 岩内郵便局長	町内で発生した災害時での相互協力による円滑な対応を行うため		●							●		・ 緊急車両等としての車両の提供 ・ 被災者避難先(リスト)情報の相互提供 ・ 郵便局ネットワーク活用による広域活動 ・ 被災者避難先(リスト)情報の相互提供 ・ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ・ 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 ・ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 ・ ゆうちょ銀行の非常払い等各社要請への対応 ・ 要請のあったものうち協力でできる事項 (H10. 9. 30締結したが、民営化により再締結)
	H23. 02. 23	災害等の発生時における岩内町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス 災害対策協議会	大規模災害時・武力攻撃災害時における迅速なLPガスに係る応急・復旧活動支援を実施するため	● (2/2)		●				● (9/10助)				・ 被災場所における応急措置・復旧工事・被害復旧状況の情報提供 ・ 避難場所等へのLPガスの供給・必要関連機器の設置工事 ・ LPガス長期供給停止時の簡易コンロ手配 ・ 大規模火災現場のLPガス設備の撤去等 ・ その他必要とする要請事項
	H23. 04. 22	災害時協力協定	一般財団法人 北海道電気保安協会	自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故発生時における迅速な公共施設の電力復旧調査等 応急対策支援を実施するため								●			
行 政 機 関	H24. 09. 13	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	小樽地方石油業協同組合	大規模災害時・武力攻撃災害時における石油類燃料の優先提供を実施するため		●						●		●	・ 緊急車両等への石油類燃料の優先給油 ・ 災害対策上重要施設等への石油類燃料の優先提供 ・ その他物資の供給及び要員の動員等 ・ 有人拠点における各種提供 (水道水、トイレ、災害情報、道路案内等)
	H07. 10. 22	姉妹都市災害時相互応援協定	新潟県上越市	姉妹都市間で相互応援することにより、広域災害時の体制の確保を図るため	●					●	●	●		●	・ 食料、飲料及び生活必需物資 ・ 救援及び救助活動に必要な車両等 ・ 救出・復旧に必要な資機材 ・ 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣 ・ 被災児童、生徒の受入 ・ 被災者に対する住宅の提供 ・ 被災市町の要請があった事項
	H09. 11. 5 (H27. 3. 31改訂)	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道 北海道市長会 北海道町村会	災害時における道及び市町村相互の応援を円滑に実施するため	●		●	●	●	●	●			●	・ 災害応急対策に派遣する職員の派遣 ・ 車両、船舶、機械器具、資機材、物資(食料、飲料水生活必需物資等)の提供、韓旋 ・ 施設及び場所の提供並びに韓旋 ・ 広域一時滞在等による被災住民の受入れ ・ 特に要請のあった事項

③ 災害時における協定締結状況（岩内町締結分）

	H12.07.20	姉妹都市災害時相互応援協定	青森県深浦町	姉妹都市間で相互応援することにより、広域災害時の体制の確保を図るため												●					・食料、飲料及び生活必需品 ・救援及び救助活動に必要な車両等 ・救出・復旧に必要な資機材 ・救援、応急復旧等に必要な職員の派遣 ・被災児童、生徒の受入 ・被災者に対する住宅の提供 ・被災市町の要請があった事項
	H18.05.12	全国原子力発電所所在市町村協議会(泊村 大間町 東通村 女川町 石巻市 南相馬市 浪江町 双葉町 御前崎町 富岡町 楢葉町 東海村 御前崎市 刈羽村 柏崎市 志賀町 敦賀市 美浜町 おおい町 高浜町 松江市 伊方町 玄海町 薩摩川内市 神恵内村 共和町 岩内町 ワッカ所村 余呉町 西浅井町 高島市 計31市町村)	全国原子力発電所所在市町村協議会(泊村 大間町 東通村 女川町 石巻市 南相馬市 浪江町 双葉町 御前崎町 富岡町 楢葉町 東海村 御前崎市 刈羽村 柏崎市 志賀町 敦賀市 美浜町 おおい町 高浜町 松江市 伊方町 玄海町 薩摩川内市 神恵内村 共和町 岩内町 ワッカ所村 余呉町 西浅井町 高島市 計31市町村)	原子力発電所の近隣自治体で相互応援することにより、広域災害時の体制の確保を図るため												●		●			・食料、飲料及び生活必需品 ・救援及び救助活動に必要な車両等 ・救出・復旧に必要な資機材 ・救援、応急復旧等に必要な職員の派遣 ・ボランティアの斡旋 ・被災会員市町村が特に必要と認めるもの
	H22.05.31	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	大規模自然災害発生時における土木施設等への被害発生時の応援要請により迅速に被害状況等の把握を実施するため		●											●				・土木施設等の被害状況の把握 ・2次災害防止に資する応急措置準備(資機材運搬、被災箇所監視、進入路確保等) ・その他緊急に応援を実施する必要があると認められるもの
	H26.03.28	原子力災害時における広域避難等に関する覚書	札幌市 ※一時滞在場所	泊原発で原子力災害が発生した場合、広域避難等の応援協力をお願いするため														●			・避難施設運営補助 ・災害ボランティアおよび支援物資等の受付事務 ・有価物(現金、保険証、貴金屬等)分別作業 ・り災証明書申請受付及び発行に関する事務 ・り災建物判定にかかると現地調査補助 ・その他、災害応急対策に関する事務・作業
	H26.03.28	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局 北海道 北海道士長会 北海道町村会	相当規模の災害時(救済法適用等)における初期時の情報収集、伝達を迅速に実施するため															●		・避難施設運営補助 ・災害ボランティアおよび支援物資等の受付事務 ・有価物(現金、保険証、貴金屬等)分別作業 ・り災証明書申請受付及び発行に関する事務 ・り災建物判定にかかると現地調査補助 ・その他、災害応急対策に関する事務・作業
	H26.12.04	大規模災害時等の連携に関する協定	陸上自衛隊 第11旅団第18普通科連隊	大規模災害時における相互連携および災害応急対応策活動の迅速な支援を実施するため															●		・災害派遣要請の可能性がある場合、町より災害状況および事後見通しの速やかな連絡 ・連絡幹部の派遣 ・被災者の災害応急対策活動の最優先実施(先応援内容は協定に明記がないため、一般的なものを列挙)
	H27.01.21	災害発生時における岩内警察署庁舎の代替施設使用に関する協定	岩内警察署	岩内警察署庁舎機能の欠如に伴う代替施設の迅速な使用																●	・町が警察に地域交流センターの集会室１・２及び駐車場の提供 ・実際に使用する際は契約書作成
その他	H27.07.03	市長へ気象台のホットラインによって防災支援強化について(協定ではない)	札幌管区気象台	町長へ気象台の気象防災部長が直接連絡することによる支援強化を実施するため																	・特別警報に相當する災害が発生する可能性がある場合には、避難勧告等の判断に資するための支援強化を行う

資料 4－4－3－1 災害時における協定締結状況（北海道締結分）①

分類別	締結年月日	協定名称	協定相手方	協定趣旨	援 護 内 容									
					生活物資	物資等運搬	応急医療	救出救助	車両等	復旧資材	人員	ボランティア	生徒受入	施設提供
医療・福祉・医療	S34.09.01	医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)委託協定	日本赤十字社北海道支部	災害救助法に基づく救助又は応急医療を迅速に実施するため			●				●			・診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術およびその他のたのちりよう、看護(医療) ・分娩助助、分娩及び分娩後の処置、看護(助産) ・死体の処置、検案(死体の処置)
	S62.12.12	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人北海道医師会	災害時における救護活動を迅速に実施するため			●				●			・傷病者に対する応急措置及び医療 ・傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送の決定 ・被災者の死亡の確認及び死体の検案
	H09.04.14	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	社団法人北海道歯科医師会	災害時における歯科救護活動を迅速に実施するため			●				●			・歯科医療に要する傷病者に対する応急措置 ・後方医療施設への転送の要否及び搬送準備の決定 ・避難所内における転送困難な患者及び簡易な患者に対する歯科医療、衛生指導 ・検死・検案に際しての法医学上の協力
	H14.02.08	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人北海道薬剤師会	災害時における救護活動を円滑に実施するため							●			・薬剤師で組織する救護班の派遣 ・調剤・服薬指導 ・救護所等の医薬品等の管理
	H19.09.12	北海道DMATの派遣に関する協定	北海道DMAT指定医療機関(34機関)	災害時に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等の迅速な応急措置等を実施するため			●				●			・各種医療行為等 ・医療情報網の収集伝達 ・広域運搬基地医療施設等での医療支援 ・その他救命活動に必要な措置
	H23.09.05	北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	大規模災害時にケアチームを福祉避難所等へ派遣し、要配慮者への心理的ケアを含む負担者相談や福祉的支援を実施するため							●			・被災者の心理的ケア ・被災者相談 ・その他福祉的支援
	H24.09.07	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	一般社団法人医療ガス協会 日本産業・北海道地域本部	災害時に医療用ガス等を迅速に確保するため		● (医療用ガス)								・医療用酸素 ・医療用ガス供給機器 ・その他の医療用ガス
	H24.12.28	災害時の看護職医療救護活動に関する協定	社団法人北海道看護協会	看護職医療救護活動を行う必要が生じた場合、迅速に派遣を実施するため			●				●			・看護師の派遣 ・医療救護活動
	H25.03.29	災害時における医療機器等の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	災害時に医療機器、医療材料等を迅速に確保するため		● (医療機器)								・医療機器等の安定供給
	H25.03.29	災害時における医薬品等の供給に関する協定	北海道医薬品卸売業協会	災害時に医薬品、衛生材料等を迅速に確保するため		● (医薬品)								・医薬品等の安定供給
	H26.05.16	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	公益社団法人北海道柔道整復師会	災害時に柔道整復師による医療救護活動を迅速に実施するため			●				●			・被災者に対する柔道整復の施術 ・被災者に対する柔道整復に用いる衛生材料等の提供
	H26.11.05	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	・北海道老人福祉施設協議会 ・一般社団法人北海道老人保健施設協議会 ・北海道児童福祉施設協議会 ・北海道精神障害者社会福祉協議会 ・一般社団法人北海道知的障害福祉協議会 ※フオオルダは個別に作成。	大規模災害発生時に自力避難が困難な要配慮者等の支援を実施するため	●						●			・被災施設への生活物資等の提供及び支援職 ・被災施設の利用者(児)の受入れ ・被災施設への生活物資等の提供及び支援 ・職員への派遣 ・その他必要と認められる支援
	H27.03.31	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	・北海道救護施設協議会 ・北海道児童施設協議会 ・北海道精神障害者社会福祉協議会 ・日本認知症グループホーム ・一般社団法人北海道認知症グループホーム協会 ・北海道母子生活支援施設協議会 ※フオオルダは個別に作成	大規模災害発生時に自力避難が困難な要配慮者等の支援を実施するため	●						●			・被災施設への生活物資等の提供及び支援職 ・被災施設の利用者(児)の受入れ ・被災施設への生活物資等の提供及び支援 ・職員への派遣 ・その他必要と認められる支援

資料 4-4-3-1

災害時における協定締結状況（北海道締結分）③

H20.04.16	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO 法人日本レスキュー協会	大規模災害時、武力攻撃災害時における被災者の捜索活動を円滑に実施するため	●						・災害救助犬の派遣
H21.06.26	災害時における隊友会の協力に関する協定	社団法人 隊友会北海道隊友会連合会	大規模災害時、武力攻撃災害時における各種協力を受けるため	●						・本部運営に必要な情報収集、整理業務補助 ・災害、安否、生活情報の収集及び伝達補助 ・給水炊き出し等救援活動補助 ・避難所開設・運営補助 ・がれき撤去、清掃防疫補助 ・物資資材運送、配分補助
H24.12.21	災害時における動物救護活動に関する協定	・札幌市 ・旭川市 ・函館市 ・社団法人北海道獣医師会 ・公益社団法人日本愛玩動物協会	大規模災害発生時における被災動物救護活動を相互に協力、連携して円滑に推進するため	●						・避難所等に同行避難した被災動物の健康管理 ・負傷した被災動物の治療・健康管理 ・飼い主不明の被災動物の保護、一時飼育、健康管理、譲渡の支援 ・被災者が飼育困難となった動物の一時保護 ・健康管理訓練の助成 ・救援活動の協力要請 ・動物を収容する施設が必要な場合における飼養 ・国及び関係機関からの情報収集、提供
H25.01.23	災害時及び防災活動に関する協力協定	日本青年会議所 北海道地区協議会	大規模災害時に迅速かつ円滑な対策活動を行うため	●						・各種業務の補助 ・その他必要と認める業務
H10.12.18	災害時における交通誘導業務等に関する協定	社団法人北海道警備業協会	災害時における被災地の被害拡大防止及び救援、救援活動を円滑に実施するため	●						・緊急交通路の確保等に関する交通誘導業務 ・防犯パトロール、避難所等の警戒活動業務 ・その他必要と認める業務
H25.03.25	災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人 北海道建設業協会	災害発生時における応急対策業務を円滑に実施するため	●	●					・緊急人命救助に伴う障害物等の除去 ・道路施設の損壊等に伴う道路交通確保 ・河川施設の損壊等に伴う治水安全確保 ・緊急ハットパトロール ・その他必要と認める緊急応急業務
H23.04.19	大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	社団法人 北海道産業廃棄物協会	大規模災害時における道内の被災市町村、一部事務組合又は広域連合が行う災害廃棄物の処理等への支援を行うため	●	●					・災害廃棄物の撤去 ・災害廃棄物の収集・運搬 ・災害廃棄物の処分 ・上記に伴う必要な業務
H14.03.29	災害時における警察用品の供給に関する協定	北海道警察協同組合	災害救助法適用時における警察用品供給を迅速に供給するため	●						・遺体収容所等への警察用品の供給
H17.11.01	災害時における警察用品の供給に関する協定	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災害救助法適用時における警察用品供給を迅速に供給するため	●						・遺体収容所等への警察用品の供給
H18.06.23	災害時の遺体搬送等に関する協定	社団法人全国霊柩自動車協会	災害救助法適用時における遺体搬送を円滑に行うため	●						・遺体安置所等から斎場等への遺体搬送
H08.11.01	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	社団法人 プレハブ建築協会	災害時の相互応援協定又は都道府県間で締結している災害時の相互応援協定では被災者の救援等の対策を十分に実施するため	●	●					・被災地における救援、救護及び災害応急復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
H23.05.02	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	社団法人 北海道宅建物取引業協会	大規模災害時、武力攻撃災害時における被災者への民間賃貸住宅媒介時支援を実施するため							・被災者に民間賃貸住宅の媒介をするときの報酬額を無償とするよう委員会者に協力を求める。 ・委員業者の媒介業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。
H24.03.27	災害時における民間賃貸住宅の供給に関する協定	社団法人 全国賃貸住宅経営協会	大規模災害時、武力攻撃災害時に都道府県相互の応援措置を行う場合に必要となる民間賃貸住宅の提供を実施するため							・民間賃貸住宅への被災者の入居
H27.02.23	災害時における住宅の早期復旧に向けた協力に関する協定	独立行政法人住宅金融支援機構	災害時において被災した国民の住宅の早期復旧をえんすため							・住宅相談窓口の開設 ・上記相談に対応するための職員の派遣 ・住宅ローン返済中の滞りへの支援
H29.01.27	災害発生時における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	災害時において、旅館やホテル等の宿泊場所を避難場所として活用するため							・生活相談員等の派遣 ・宿泊サービス（食事有り） ・入浴サービス

3-1 災害時における協定締結状況（北海道締結分）④

日付	内容	担当部署	関係機関・団体	実施状況	備考
H20.12.17	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)竜巻屋 ・(株)サークルKサンクス ・(株)セブン・イレブン・ジャパン ・(株)北海道ファミリーマート ・(株)モスフードサービス ・(株)ローソン ※フオルダは個別に作成	地震発生時等に発生する交通渋滞等による帰宅困難者の支援を実施するため	●	・トイレ、水道水、道路情報の提供 (フランチャイズチェーン加盟店舗)
H24.11.01	災害時における帰宅者支援に関する協定	㈱ダスキン	地震発生時等に発生する交通渋滞等による帰宅困難者の支援を実施するため	●	・災害時支援ステーションとして店舗提供 (水道水、トイレ、道路案内等) (フランチャイズ契約のミナト一ツ店舗に限る)
H23.10.17	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	社団法人北海道トラック協会	大規模災害時、武力攻撃災害時ににおける一般貨物自動車による物資の緊急・救援輸送を迅速に実施するため		・物流専門家の派遣要請 ・関係市町村との連絡調整は北海道
H24.03.27	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	大規模災害時、武力攻撃災害時に船舶による住民等の避難等を実施するため		・被災者の輸送 ・人員、物資の輸送等
H25.03.25	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	北海道地区レンタカー協会連合会	大規模災害時、武力攻撃災害時ににおける車両の提供を実施するため	● (車両)	・車両提供に係る費用は、所轄行政庁に届け出ている協会の会費から割り引いた料金として、提供を受けた市町村が費用負担
H23.12.26	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (帰宅者支援含む)	北海道石油業協同組合連合会	大規模災害時、武力攻撃災害時ににおける石油類燃料の優先提供を実施するため	●	・緊急車両等への石油類燃料の優先給油 ・災害対策上重要施設等への石油類燃料の優先提供 ・その他物資の供給及び要員の動員等 ・有人拠点における各種提供 (水道水、トイレ、災害情報、道路案内等)
H26.01.29	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	災害時に行政書士業務に関するし、被災者支援を実施するための	●	・被災者支援相談センターの開設 ・委員の派遣 ・その他必要と認める業務
H17.04.08	災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	日本水道協会北海道地方支部	大規模災害時に復旧し、支援を通じて実施するため	●	・役務の提供、必要な車両や物資調達などの人的・物的支援の他、技術的ノウハウの提供
H27.03.13	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害に備え、道民に対し必要な情報を提供し行政機能の低下を軽減させるため様々な取り組みを実施するため		・災害時の北海道HPの負荷軽減 ・避難勧告・避難指示等災害に係る情報やウェブページ上に掲載
H29.01.27	災害時における協力体制に関する協定	一般社団法人北海道工務会ブロック協会	災害応急対策の資材調達に關して、円滑に進め、被害の拡大を防ぎ被災地の早期復興を図るため	●	・コンクリートブロックの提供
H09.11.05	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	全道179市町村 ※個別フォルダは町継分収納	災害時ににおける被災地の被害拡大防止及び救援、救援活動を円滑に実施するため	●	・職員の派遣 ・車両、船舶、機械器具、資機材等の提供、 ・施設及び場所の提供、幹旋 ・被災住民の受入れ ・特に要請のあった事項
H18.10.03	災害救助用米穀等引渡協定	農林水産省北海道農政事務所	災害救助法、国民保護法適用時ににおける政府所有米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯の緊急引渡しを行うため	●	
H24.06.07	大規模災害時等の連携に関する協定	陸上自衛隊北部方面隊	大規模災害時ににおける相互連携および災害応急対策活動の迅速な支援を実施するため	●	・平常時における情報連絡体制の充実 ・被災者の災害応急対応活動の最優先実施 (先立環境内容は協定に明記がないため、一般的なもの列举)
H26.03.28	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局 ・全道179市町村 ※個別フォルダは町継分収納	災害時において情報収集、伝達を迅速に実施し、応援による各種業務の実施により円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定を図るため	●	・避難施設運営補助 ・災害ボランティア、支援物資等の受付事務 ・有価物の分別等作業 ・り災証明書申請受付、発行に関する事務 ・り災建物判定に係る現地調査補助 ・その他災害応急対策に関する事務及び作業

避難所として利用できる施設の状況

令和元年12月31日現在

施設名	電話番号	構造	収容可能 面積	収容可能 人数	施設 管理者	給食 施設	備考
岩内地域人材開発センター	62-2183	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	m ² 765	人 463	センター長	無	
東山保育所	62-1340	コンクリートブロック・鉄骨造	326	197	所長	有	
東小学校	62-0246	鉄筋コンクリート造	2,956	1,791	校長	有	
本弘寺	62-0435	木造	313	189	住職	有	
岩内地方文化センター	62-0001	鉄筋コンクリート造	2,624	1,590	館長	有	
願誠寺・高田幼稚園	62-7788	木造	806	488	住職	有	
働く婦人の家	62-7462	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	350	212	館長	有	
光照寺	62-0137	木造	476	288	住職	有	
蓮華寺	62-0265	木造	167	101	住職	有	
全修寺	62-7132	木造	726	440	住職	有	
帰厚院	62-0123	木造	320	193	住職	有	
老人福祉センター	62-3328	鉄筋コンクリート造	630	381	館長	有	
西保育所	62-1162	鉄筋コンクリート造	417	252	所長	有	
智恵光寺	62-1379	木造	453	274	住職	有	
岩内高等学校	62-1445	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	4,306	2,609	校長	有	
第一中学校	62-0333	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	2,987	1,810	校長	有	
中央保育所	62-2466	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	591	358	所長	有	
岩内神社	62-0143	木造	319	193	宮司	有	
西小学校	62-0263	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	3,943	2,389	校長	有	
第二中学校	62-0289	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	3,764	2,281	校長	有	
デイサービスセンター	61-2046	鉄筋コンクリート造	235	142	岩内町社会福祉協議会	有	
地域交流センター	62-0146	鉄筋コンクリート造	2,474	1,499	館長	無	
町民体育館	62-2266	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	1,623	983	館長	無	
岩内町保健センター	67-7086	鉄筋コンクリート造・鉄骨造	806	268	館長	有	
岩内あけぼの学園	62-9701	鉄筋コンクリート造	457	100	施設長	有	
コミュニティホーム岩内	62-3800	鉄筋コンクリート造	1,344	150	施設長	有	
合計		26 施設	34,178	19,641			

指定緊急避難場所及び指定避難所

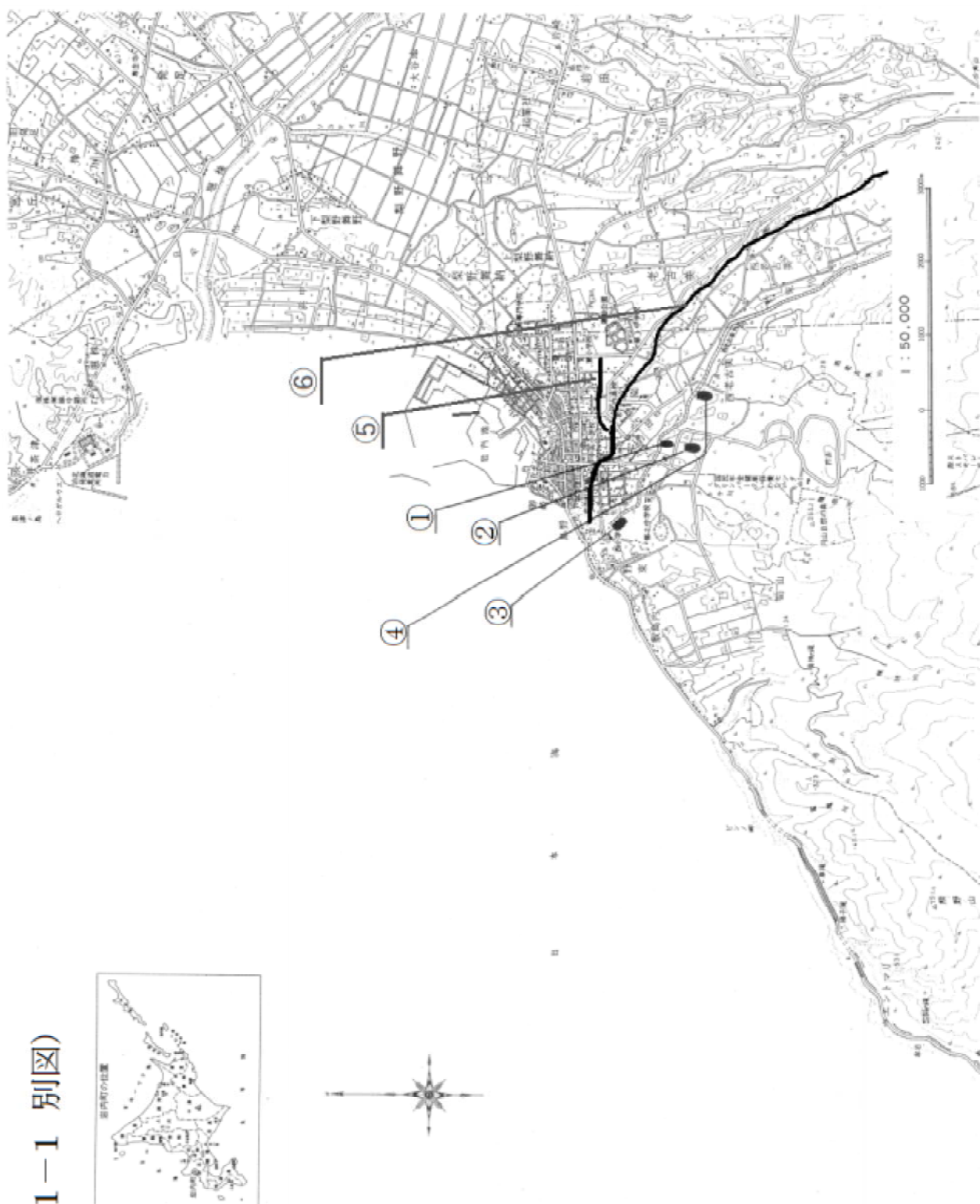
【指定緊急避難場所】			【指定避難所】	
＜現象＞	＜現象＞	＜現象＞		
「洪水」「高潮」「大規模な火事」「崖崩れ、土石流及び地滑り」			【福祉避難所】	
・ 岩内地域人材開発センター ・ 東山保育所 ・ 東小学校 ・ 岩内地方文化センター ・ 働く婦人の家 ・ 老人福祉センター ・ 西保育所 ・ 岩内高等学校 ・ 第一中学校 ・ 中央保育所 ・ 西小学校 ・ 第二中学校 ・ デイサービスセンター ・ 地域交流センター ・ 町民体育館 ・ 岩内町保健センター	・ 東小学校 ・ 西小学校 ・ 第一中学校 ・ 第二中学校 ・ 岩内高等学校 ・ 東山公園 ・ 運動公園 ・ 地域交流センター ・ 町民体育館 ・ 岩内町保健センター	・ 岩内地域人材開発センター ・ 東山保育所 ・ 東小学校 ・ 岩内地方文化センター ・ 働く婦人の家 ・ 老人福祉センター ・ 西保育所 ・ 岩内高等学校 ・ 第一中学校 ・ 中央保育所 ・ 西小学校 ・ 第二中学校 ・ デイサービスセンター ・ 地域交流センター ・ 町民体育館 ・ 岩内町保健センター	・ 東小学校 ・ 西小学校 ・ 第一中学校 ・ 第二中学校 ・ 岩内高等学校 ・ 岩内町保健センター ・ 岩内あけぼの学園 ・ コミュニティホーム岩内	
計 16施設	計 10施設	計 16施設	計 8施設	

資料 4-9-1-1
水防区域

令和元年12月31日 現在

図面 番号	危 険 区 域 の 現 状						予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画		
	市町 村名	地区名	水系名	河川名	流心距離	危険区域 延長	災害の 要因	住家	公共施設	道路	その他 (耕地)	実施 機関	概 要
①	岩内町	権太橋 下流5m (野東地区)	野東川	権太川	野東川 合流点	km 左岸 180	洪水	戸			ha 0.7	岩内町	S56災害応急工事済
②	岩内町	さとみ橋 下流60m (野東地区)	野東川	権太川	野東川 合流点 0.22	右岸 350	洪水			道道野東 清住線		岩内町	岩内町排水計画 に基づき整備予定 S56災害応急工事済
③	岩内町	野東川 上流570m (野東地区)	野東川	メトチ川	野東川 合流点 0.57	右岸 400 左岸 350	洪水				2.6		
④	岩内町	野東川 上流2,000m (野東地区)	野東川	西老古美川	野東川 合流点	左岸 20	洪水				0.8	岩内町	S56災害応急工事済
⑤	岩内町	栄、高台地区	野東川	ボンイワナイ川	野東川 合流点	両岸 800	洪水	172					
⑥	岩内町	栄、宮園、高台 清住、相生地区	野東川	運上屋川	野東川 合流点	両岸3,000	洪水	351					
合 計			1	5		5,100		523			4.1		

(資料4-9-1-1 別図)



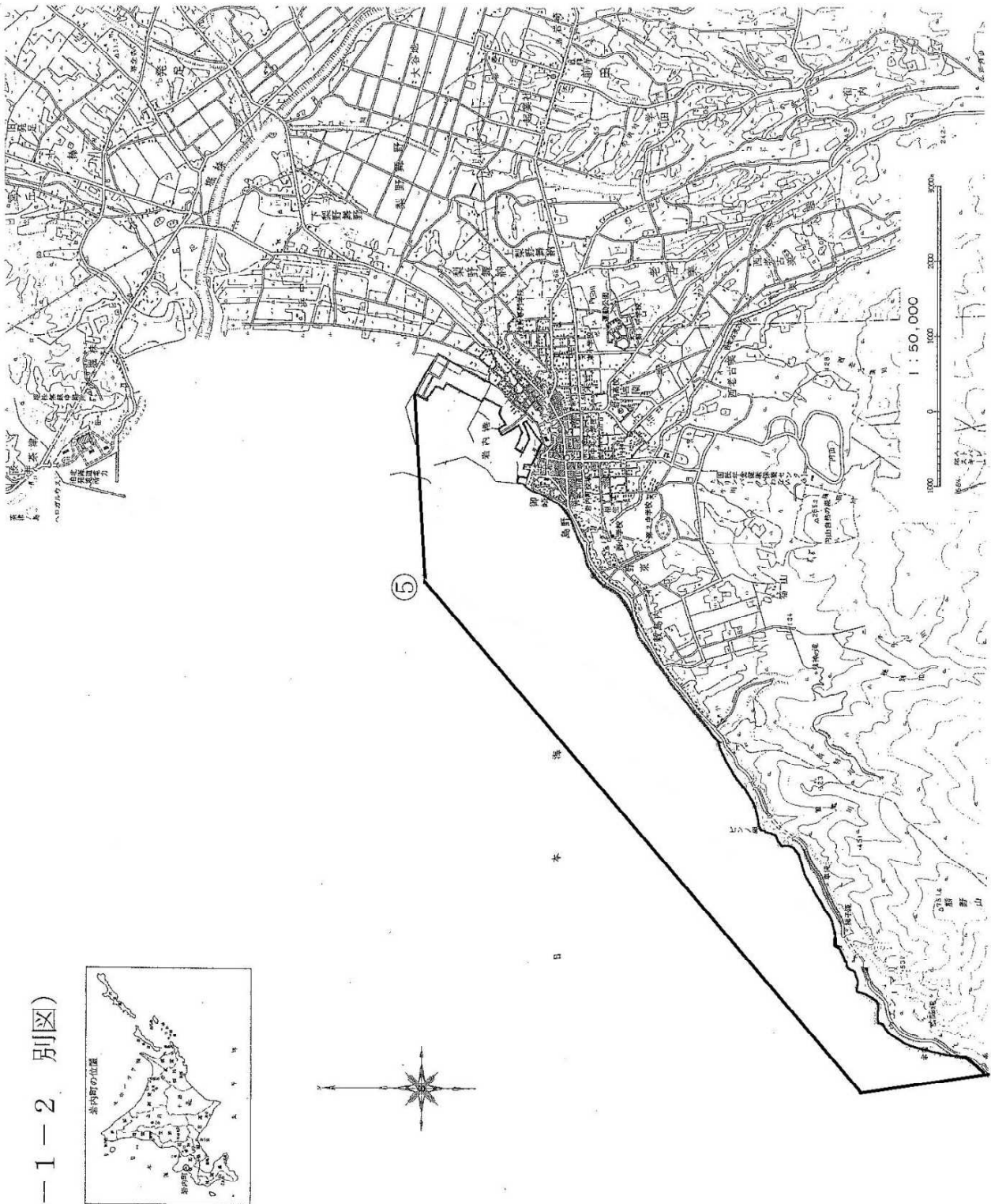
資料 4－9－1－2

高波・高潮・津波等の危険区域

令和元年12月31日現在

図面番号	危険区域の現況				世帯・人口		予想される被害				法令等における指定状況				整備計画					
	市町村名	海岸名	海岸線危険区域延長	指定済延長	海岸保全施設のある区域延長	災害の要因	世帯	人口	住家	公共施設	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
																	全部	一部		
⑤	岩内町	御崎 野東	m 560 650	m	m	津波等	254 51	464 97	戸 254 51		国道 町道		北海道	海岸法 (海岸保全区域)	S39. 2. 5	北海道告示 第337号		○ ○	北海道	計画 検討中
	岩内町	岩内港 (大和) (万代) (大浜) (高台) (清住)	3, 518			津波等	160 310 251 11 89	289 544 445 25 166	821 (160) (310) (251) (11) (89)	4 (3)	国道 道道 町道	2 (2)								
	岩内町	敷島内	21, 891	3, 009		津波等	58	96	58		国道 町道		北海道	海岸法 (海岸保全区域)	S36. 5. 30	北海道告示 第1228号		○	北海道	計画 検討中
	岩内町	岩内新港 (大浜)	2, 489			津波等				(1)										
	合 計			29, 108	3, 009			1, 184 2, 126	1, 184	4			2							

(資料4-9-1-2 別図)



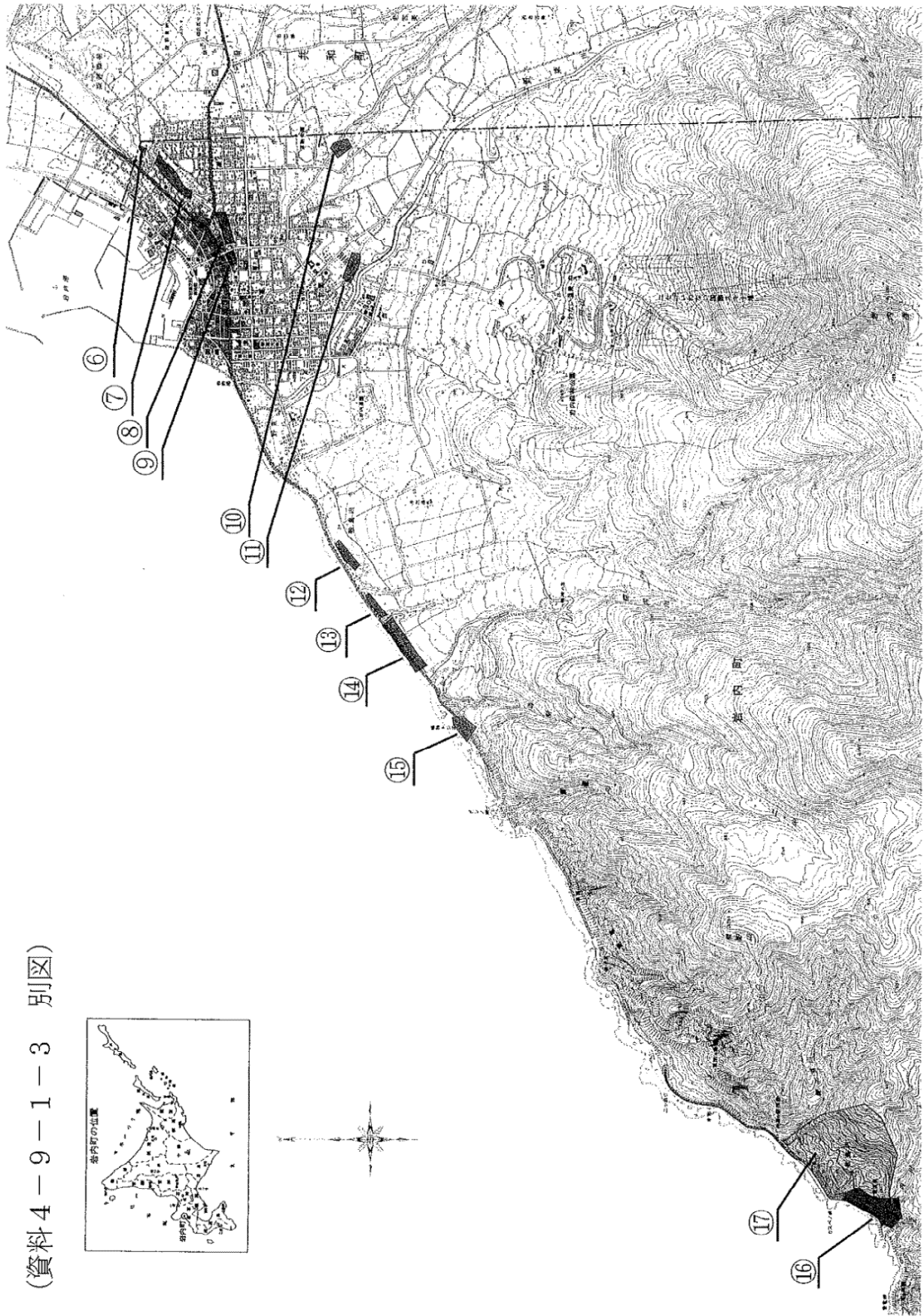
資料 4-9-1-3
地すべり・がけ崩れ等危険区域

令和元年12月31日現在

図面番号	区分	危険区域の現況		世帯・人口		予想される被害				法令等における指定状況				整備計画					
		区域名	場所	世帯	人口	一戸建 (住家)	7 ^{ハート} 等 (住家)	公共 施設	その他 建物	道路	指定 機関	法令名	指 定 年 月 日	指 定 番 号	危険区域との関連		実施 機関	概要	
															全部	一部			
⑥	がけ崩れ(急傾斜地崩壊危険箇所)	東山3	東山5番地1～5番地3	0	0	戸	棟(戸)	棟	棟	町道	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H29.3.28	北海道告示 第222号	○			北海道	治山事業有り
⑦		東山2 東山1	大浜10番地2～37番地20 東山2番地1～2番地46	94 2	171 3	73 2	5(21)	1		町道	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H29.2.24	北海道告示 第136号	○			北海道	
⑧		柴	7番地1～142番地2	88	157	48	7(24)		2	町道	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H26.8.5	北海道告示 第549号	○			北海道	治山事業有り
⑨		高台	56番地～119番地7	58	91	36	10(22)			町道	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H27.10.16	北海道告示 第2727号	○			北海道	治山事業有り
⑩		宮園2	278番地2～288番地56	3	7	3				道道	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H29.2.24	北海道告示 第136号	○				
⑪		宮園1	110番地1～420番地4	14	43	13	1(1)			町道	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H29.2.24	北海道告示 第136号	○				
⑫		敷島内8	1番地3～敷島内口52	9	10	9				国道	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H30.3.2	北海道告示 第2963号	○			北海道	治山事業有り
⑬		敷島内7	23番地6～敷島内口315	2	5	2				国道	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H30.3.2	北海道告示 第2963号	○			北海道	治山事業有り
⑭		敷島内 5.4.3	12番地5～敷島内口61	2	3	2				国道	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H30.3.2	北海道告示 第2963号	○			北海道	治山事業有り
⑮		敷島内1	鳴神トンネル付近一帯							国道									
⑯		敷島内	雷電温泉郷一帯							町道 国道								北海道	治山事業有り
⑰	地すべり	岩内町	雷電親子別川から 雷電温泉郷に至る一帯	1	2		1(1)	1		町道 国道							北海道	治山事業有り	
合 計				273	492	188	24(69)	2	2										

令和元年12月31日現在

(資料4-9-1-1-3 別図)



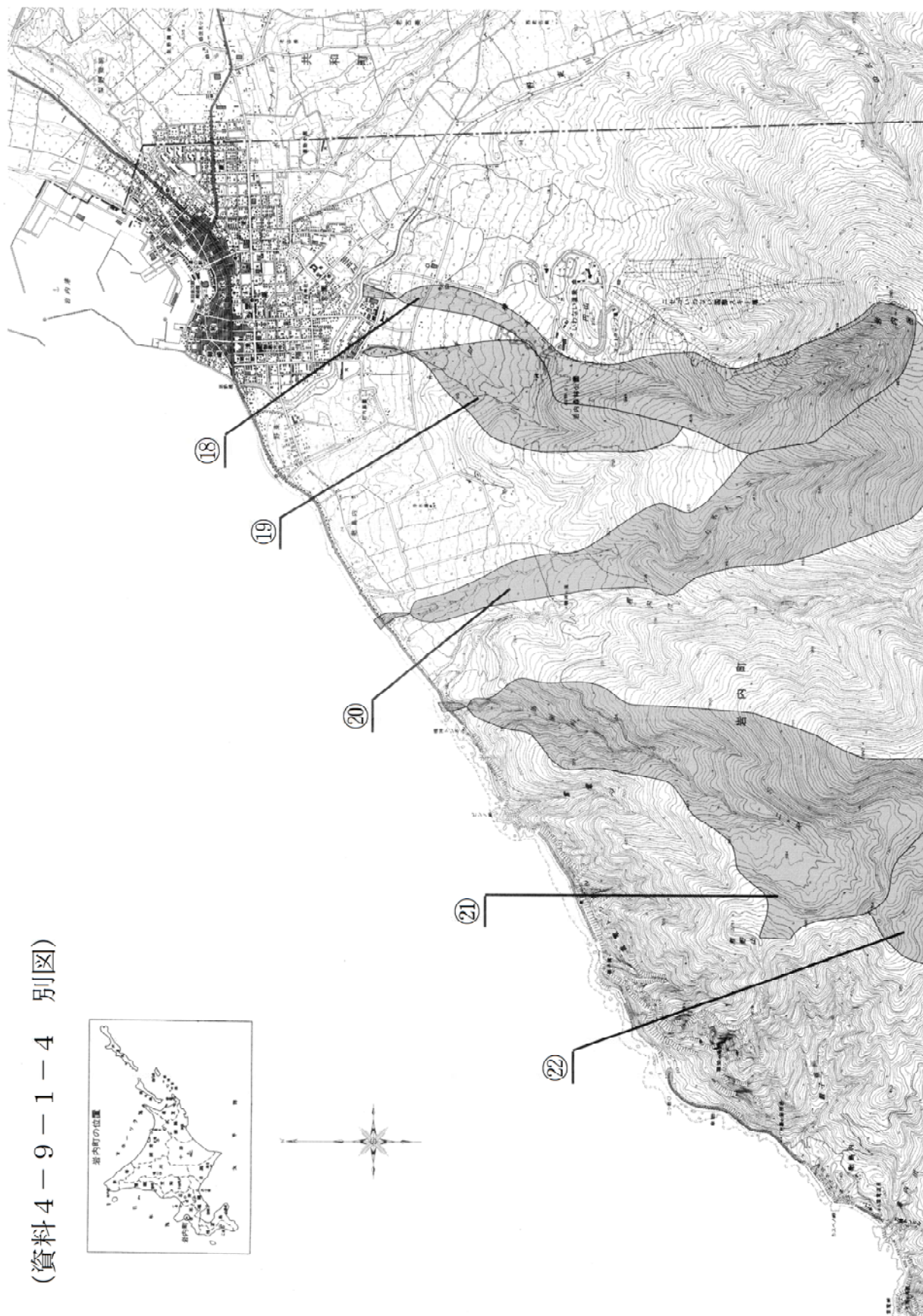
資料 4－9－1－4

土石流危険区域

令和元年12月31日現在

図面番号	危険区域の現況			世帯・人口		予想される被害					法令等における指定状況					整備計画			
						一戸建(住家)	アパート等(住家)	公共施設	その他(耕地)	道路	溪流名	溪流番号	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関
	世帯	人口	戸	棟(戸)	棟	ha	道道	権太川	I-14-0370	北海道	砂防法 (砂防指定地)	S61. 9. 8	北海道告示 第1489号	全部	一部				
⑬	野東	権太川	権太川	33	65	戸 24	棟(戸) 3(9)	棟	2.2	道道	権太川	I-14-0370	北海道	砂防法 (砂防指定地)	S61. 9. 8	北海道告示 第1489号	○	北海道	S61～S62 (砂防えん堤工)
⑭	野東	メトチ川	メトチ川	5	10	5				町道	メトチ川	I-14-0380	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H29. 2. 24	北海道告示 第135号	○		S63～H10 (床固工)
⑰	敷島内	ニチナイ川	ニチナイ川	2	4	2			1.8	国道	ニチナイ川	II-14-0390	北海道	砂防法 (砂防指定地)	H10. 11. 17	北海道告示 第1964号	○	北海道	H8～H12 (砂防えん堤工)
⑱	敷島内	当別川	当別川							国道	当別川	II-14-0400	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H30. 3. 2	北海道告示 第2963号	○		
⑳	敷島内	湯内川	湯内川								湯内川	II-14-0410	北海道	土砂法 (土砂災害警戒区域)	H31. 3. 29	北海道告示 第225号	○		
合計				40	79	31	3(9)		4.0										

(資料 4-9-1-4 別図)



危険物等災害予想区域（主要事業所危険物屋外タンク貯蔵所及び船舶給油取扱所）

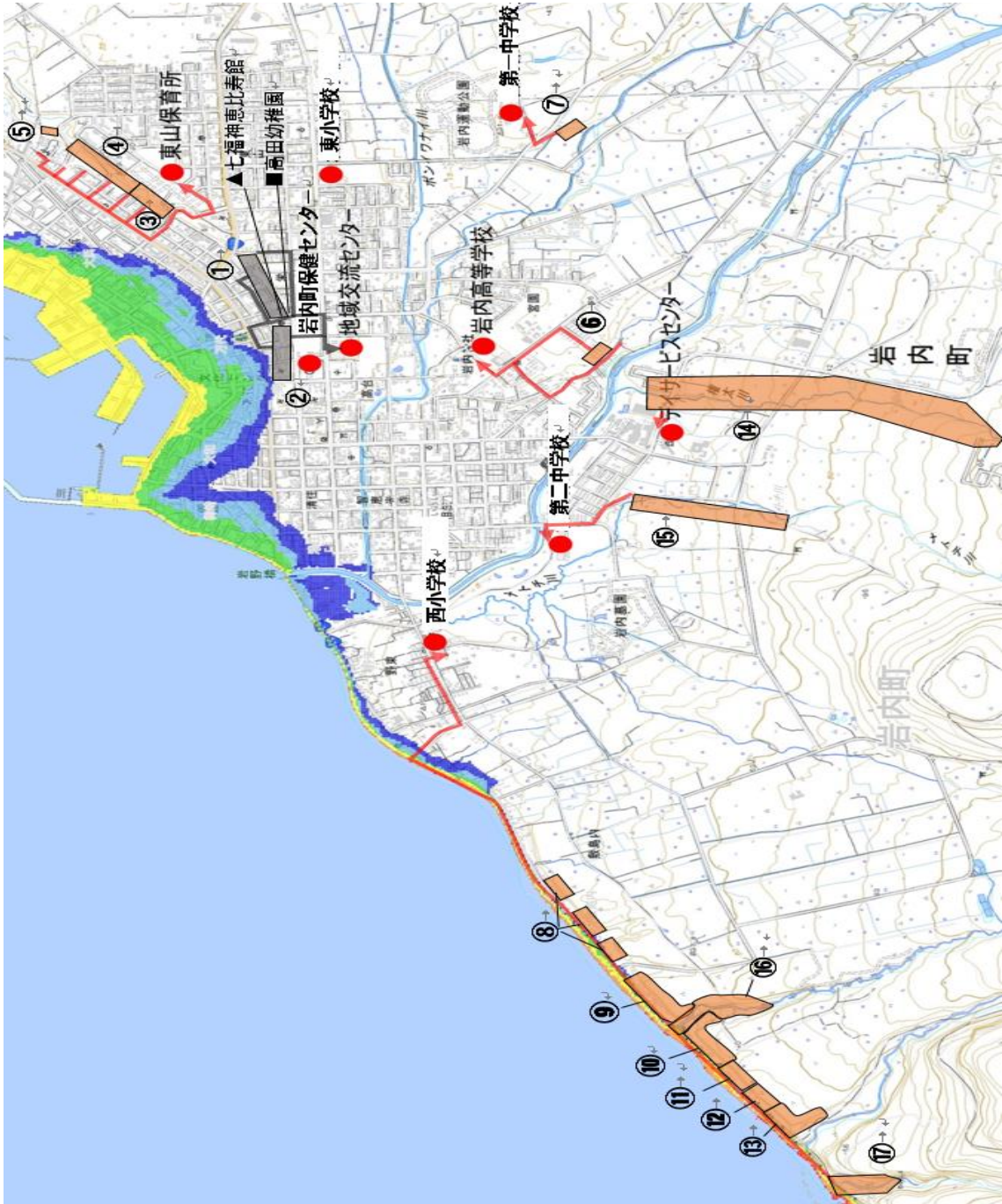
令和元年12月31日現在

施 設 名	所 在 地	容 量
岩内郡漁業協同組合	岩内町字万代42番地	第 3 300,000 ^{リットル}
三菱日立パワーシステムズ(株)高砂工場岩内地区	岩内町字大浜476番地24	第 2 4,000 ^{リットル}

(注)第 2 消防法(昭和23年法律第186号)別表に定める第 4 項第 2 石油類の略(灯油、軽油)

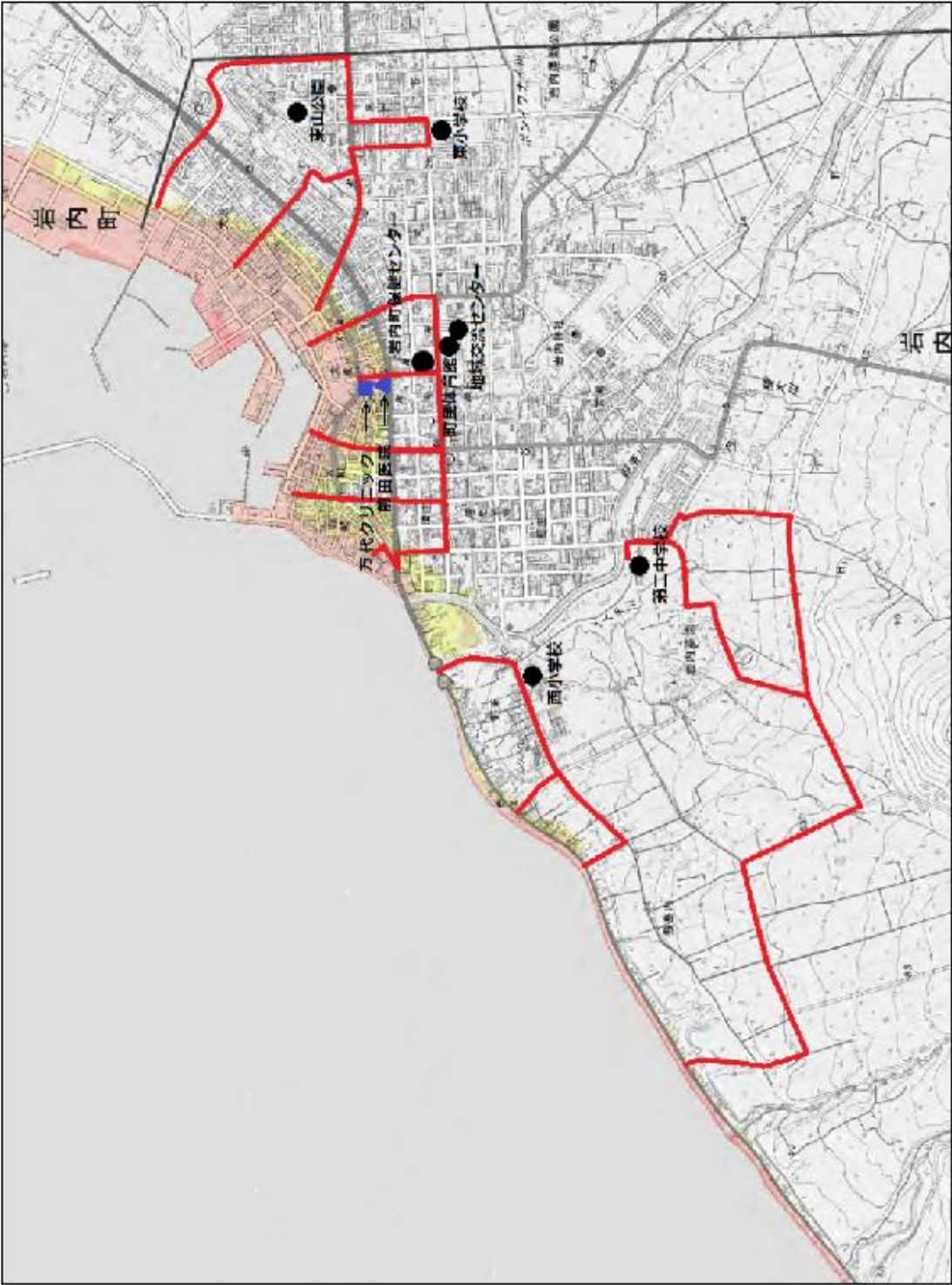
第 3 消防法別表に定める第 4 項第 3 石油類の略(重油)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

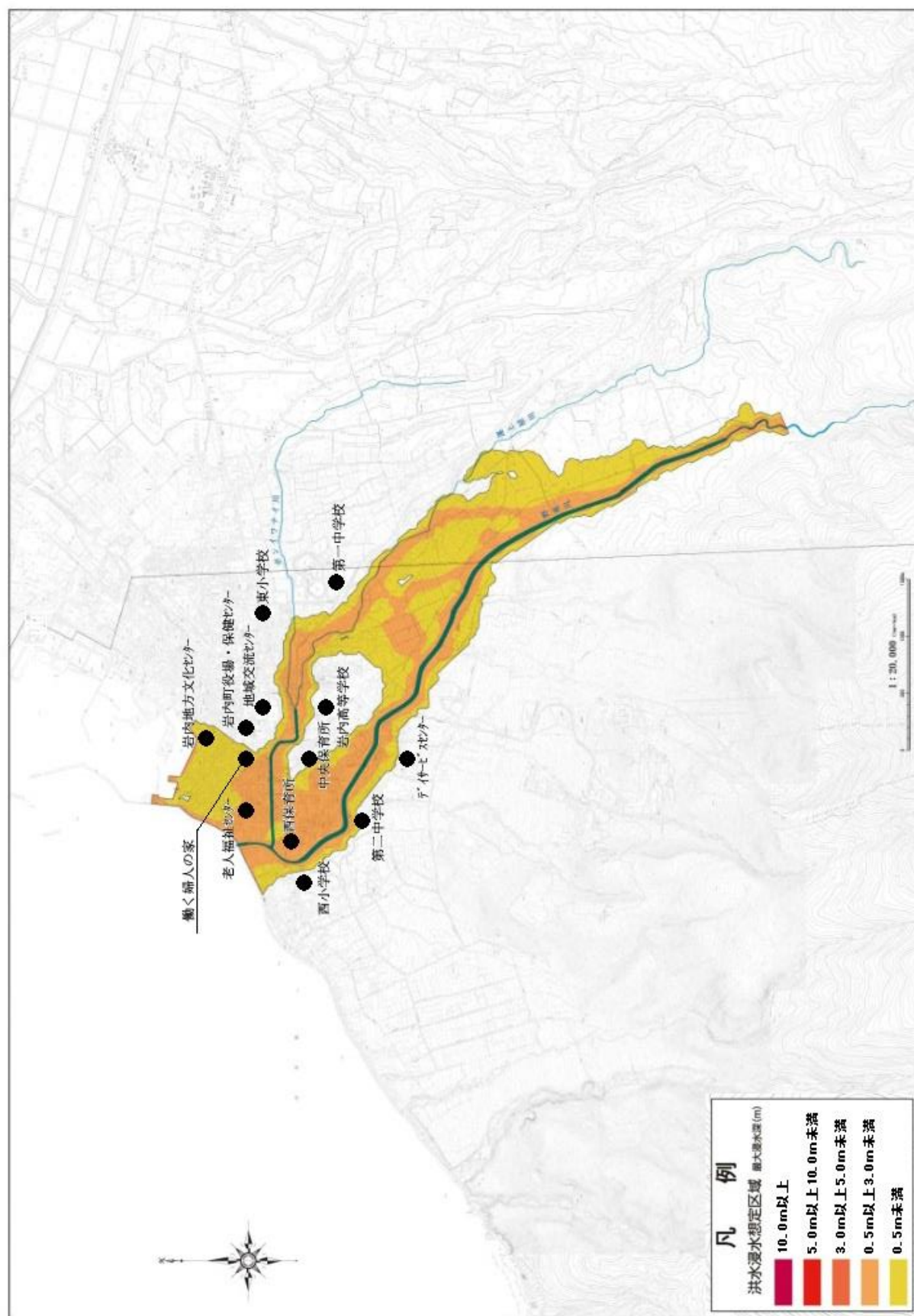


番号	土砂災害 (特別) 警戒区域
①	栄
②	高台
③④⑤	東山 1, 2, 3
⑥⑦	宮園 1, 2
⑧⑨⑩⑪⑫⑬	敷島内 3, 4, 5, 6, 7, 8
⑭	権太川
⑮	メトヂ川
⑯	ニデナイ川
⑰	当別川

土砂災害 (特別) 警戒区域における 要配慮者利用施設の一覧		
記号	施設名	所在
▲	介護付有料 老人ホーム 七福神恵比寿館	栄7番地3
■	願誠寺 高田幼稚園	栄136



津波災害警戒区域における 要配慮者利用施設の一覧		
記号	施設名	所在
■	万代クリニック	万代36番地8
▲	医療法人社団 前田医院	万代5番地5



字別の世帯及び人口調べ

令和元年12月31日現在

字 別	避難 予 想	
	世 帯 数	人 口
東 山	898 世帯	1,708 人
大 浜	804	1,468
万 代	329	608
栄	708	1,282
高 台	474	851
大 和	235	432
御 崎	244	414
清 住	341	607
相 生	755	1,482
宮 園	1,021	1,833
野 束	846	1,468
敷 島 内	89	162
合 計	6,744	12,315

炊出し施設の状況

令和元年12月31日現在

施 設 名	住 所	電話番号	1回あたりの炊出し能力 人分
東 小 学 校	岩内町字東山130番地	62-0246	1,000
西 小 学 校	岩内町字野束172番地 1	62-0263	1,000
第 一 中 学 校	岩内町字宮園313番地20	62-0333	800
第 二 中 学 校	岩内町字野束41番地	62-0289	600
岩 内 高 等 学 校	岩内町字宮園243番地	62-1445	150
東 山 保 育 所	岩内町字東山 3 番地	62-1340	50
中 央 保 育 所	岩内町字宮園 7 番地 1	62-2466	50
西 保 育 所	岩内町字相生12番地13	62-1162	50
文 化 セ ン タ ー	岩内町字万代51番地7	62-0001	160
働 く 婦 人 の 家	岩内町字高台 6 番地	62-7462	50
老 人 福 祉 セ ン タ ー	岩内町字清住167番地	62-3328	50
デイサービスセンター	岩内町字野束69番地4	61-2046	50
岩内町保健センター	岩内町字高台134番地1	67-7086	30
合 計			4,040

資料 5-7-6-1

給水施設の状況

令和元年12月31日現在

給水施設の名称	計画給水人口	現在給水人口	原水種別	配水方法	従事職員数	施設の所在地	施設の管理者	電話番号
岩内町上水道	18,430 ^人	10,773 ^人	表流水	自然流下	4 ^人	岩内町字敷島内	岩内町長	62-7652

資料 5-7-7-1

浄水装置による給水の依頼先

令和元年12月31日現在

器具名	保有者	台数	能力
浄水セット	自衛隊 真駒内駐屯地 第11後方支援隊	3 セット	1セット当たり 1分間吸水量 150 L 貯水容量 10,000 L 最大給水日量 70,000 L / 20h

資料 5-7-8-1

給水車両の保有状況

令和元年12月31日現在

給水車両	台数	搬送能力	保管場所	管理者	摘要
消防タンク車	3 ^台	6,800 ^L	岩内・寿都地方消防組合岩内消防署	岩内・寿都地方消防組合管理者	

給水資機材等の調達先

令和元年12月31日現在

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号
株式会社 進栄	岩内町字東山27番地 2	62-4564
カネミ設備 有限会社	岩内町字東山12番地11	62-5057
岩内配管温水工業	岩内町字大浜11番地 3	62-2162
有限会社 昭和設備	岩内町字野束162番地24	62-6338
有限会社 日通プロパン	岩内町字万代37番地 1	62-0402
勝戸電器 株式会社	岩内町字万代 8 番地 1	62-0436
タニグチ住設	岩内町字相生209番地 7	62-1918
鈴木建設 株式会社	岩内町字栄186番地	62-1234
株式会社 マルコー設備	岩内町字大和10番地 8	62-0008
マルマス設備	岩内町字東山62番地 6	62-9589
カクチョウいたがわ	岩内町字大浜71番地 7	62-8146
株式会社 明奉工業	岩内町字相生183番地 2	63-1800

町内の医療機関一覧表

令和元年12月31日現在

病院・診療所名	所在地	電話番号	診療科目	病床数
社会福祉法人 北海道社会事業協会 岩内病院	岩内町字高台209番地2	62-1021	総合診療科、小児科、外科、 整形外科、眼科、泌尿器科、 神経精神科等	床 149
医療法人社団 大井内科消化器科医院	岩内町字清住100番地	62-0986	内科、消化器科	0
万代クリニック	岩内町字万代36番地8	61-2133	内科	0
医療法人社団 北内科クリニック	岩内町字高台2番地1	62-1457	内科、胃腸科、放射線科	0
医療法人社団 千葉外科医院	岩内町字高台191番地2	62-0981	肛門科、皮膚科、外科、 泌尿器科、整形外科、内科	0
医療法人社団 前田医院	岩内町字万代5番地5	62-1293	内科、小児科、耳鼻咽喉科	0
医療法人 岩内大浜医院	岩内町字大浜6番地1	61-2081	内科	19
医療法人社団 小林整形外科医院	岩内町字東山25番地18	62-3451	整形外科、 リハビリテーション科	19
医療法人社団 石山内科循環器科クリニック	岩内町字宮園8番地1	62-3223	内科、循環器科	0
医療法人社団 いわない眼科クリニック	岩内町字大浜16番地18	61-4101	眼科	0
水野歯科医院	岩内町字万代17番地12	62-1064	歯科	0
みずの歯科医院	岩内町字栄1番地7	62-2535	歯科	0
岡崎歯科医院	岩内町字高台148番地	62-0313	歯科	0
黒田歯科医院	岩内町字万代4番地3	62-0326	歯科	0
医療法人社団 井筒歯科医院	岩内町字高台315番地	62-8000	歯科	0
にしぎき歯科医院	岩内町字高台150番地	62-1155	歯科	0
青山歯科クリニック	岩内町字東山133番地7	61-4180	歯科	0

町内の薬局等一覧表

令和元年12月31日現在

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
(有)東山薬局	岩内町字東山27番地 9	62-2856
(株)サッポロドラッグストア 岩内東山店	岩内町字東山97番地 4	61-4500
(株)サッポロドラッグストア 岩内清住店	岩内町字清住258番地	61-2770
かねた薬局名店街店	岩内町字万代 6 番地 9	62-0040
ホリエ薬店	岩内町字万代 8 番地 14	62-0155
かねた薬局	岩内町字万代12番地 1	62-0206
(株)英ピーアンドエム 日の出薬局	岩内町字栄 2 番地 10	62-2250
ココカラファイン薬局 岩内店	岩内町字栄172番地	61-4774
(株)アインファーマシーズ アイン薬局 岩内店	岩内町字栄186番地 3	62-5150
(株)アライ大学堂	岩内町字大和 1 番地 8	62-0456
(株)英ピーアンドエム 若林調剤薬局	岩内町字清住101番地 2	62-0698
菜の花調剤薬局	岩内町字相生202番地	62-2287
アイランド薬局 岩内店	岩内町字大浜50番地 16	61-4040

じん芥処理施設の現況

令和元年12月31日現在

所 在 地	設 置 者	処 理 能 力
岩内町字敷島内715番地 4	岩内地方衛生組合	炉 30t/16h (30t×1基) 破碎 (前処理設備) 7 t/5 h

最終処分場の現況

令和元年12月31日現在

所 在 地	設 置 者	処 理 能 力
岩内町字敷島内715番地 4	岩内地方衛生組合	23,509m ³

し尿処理施設の現況

令和元年12月31日現在

所 在 地	設 置 者	処 理 能 力
岩内町字野東22番地10	岩内地方衛生組合	70,000L/日 三次処理 70,000L/日

資料 5－13－6－1

火葬場・埋葬場の所在地

令和元年12月31日現在

区 分	名 称	所 在 地	管 理 者
火 葬 場	岩 内 町 霊 苑	岩内町字敷島内836番地	岩内町長
埋 葬 場	東 山 墓 地	岩内町字東山 2 番地 1	岩内町長
埋 葬 場	岩 内 町 墓 園	岩内町字野東10番地	岩内町長
埋 葬 場	島 野 墓 地	岩内町字野東番外 9	岩内町長

資料 5－14－5－1

障害物除去の機械・器具等の保管状況

令和元年12月31日現在

機械・器具名	数 量	保 管 場 所	管 理 者	摘 要
ス コ ッ プ	34丁	水 防 倉 庫	岩内町長	
ロ ー プ	100m	岩内・寿都地方消防組合岩内消防署	岩内・寿都地方消防組合管理者	50m 2 本
可 搬 式 ウ イ ン チ	1 式	岩内・寿都地方消防組合岩内消防署	岩内・寿都地方消防組合管理者	T－35

資料 5－14－6－1

障害物除去車両の保有状況

令和元年12月31日現在

機 関 名	電話番号	ダンプ	ショベル	ブルドーザ	ロータリ
岩 内 町	62-1011	1台	1台	台	3(1) 台
有限会社 宮丘運輸	62-1490	8		8	3(1)
エコメンテナンス株式会社	62-2387	6	2		
平野運輸 有限会社	61-2468	9		5	
株式会社 三田運輸	62-0617	8	7		1
合 計		31	10	13	7(2)

()は内数で小型ロータリ

輸送車両の状況

(1) 車両

令和元年12月31日現在

機 関 名	電話番号	バ ス	トラック	乗用車	合 計	輸送人員	摘 要
岩内町	62-1011	3(1) ^台	5(4) ^台	41 ^台	49 ^台	339 ^人	()は内数で マイクロバス、 軽トラック

(2) バス、タクシー

機 関 名	電話番号	バ ス	トラック	乗用車	合 計	輸送人員	摘 要
北海道中央バス株式会社 岩内営業所	62-1284	13 ^台	^台	^台	13 ^台	668 ^人	
ニセコバス株式会社 岩内営業所	62-6661	17			17	1,038	
株式会社フレンドタクシー	62-1124			19	19	86	
株式会社キングハイヤー	62-1303			16	16	84	
合 計		30		35	65	1,876	

(3) 運送会社

機 関 名	電話番号	バ ス	トラック	乗用車	合 計	輸送人員	摘 要
有限会社 岩内海同運輸	62-0730	8 ^台	10 ^台	^台	18 ^台	351 ^人	
エコメンテナンス 株式会社	62-2387		6		6	12	
平野運輸 有限会社	62-2468		14		14	28	
有限会社 松田運輸	63-1757		5		5	10	
株式会社 三田運輸	62-0617		8		8	16	
有限会社 北一北成建設	62-9797		6		6	12	
飯島運輸物流 株式会社	63-2538		14		14	28	
株式会社 田村工業	62-1080		2		2	4	
合 計		8	71		79	473	

ヘリコプター離着陸・物資投下の可能地点

令和元年12月31日現在

施設名	所在地	面積	施設管理者及び電話番号
東小学校グラウンド	岩内町字東山130番地	m ² 13,277	教育委員会 67-7099
地域交流センターグラウンド	岩内町字高台202番地	13,865	岩内町長 62-1011 (総務財政課)
西小学校グラウンド	岩内町字野束172番地3	30,016	教育委員会 67-7099
東山公園	岩内町字東山9番地	15,127	岩内町長 67-7097 (建設住宅課)
第一中学校グラウンド	岩内町字宮園313番地20	21,824	教育委員会 67-7099
第二中学校グラウンド	岩内町字野束41番地	24,270	教育委員会 67-7099
岩内高等学校グラウンド	岩内町字宮園249番地1	35,751	道教育委員会 62-1445 (岩内高校)
運動公園野球場	岩内町字宮園313番地	22,600	岩内町長 67-7097 (建設住宅課)
運動公園陸上競技場	岩内町字宮園313番地	26,900	岩内町長 67-7097 (建設住宅課)
運動公園多目的グラウンド	岩内町字宮園313番地	12,000	岩内町長 67-7097 (建設住宅課)
運動公園サッカー・ラグビー場	共和町老古美	11,650	岩内町長 67-7097 (建設住宅課)
新港東埠頭	岩内町字大浜476番地	10,645	岩内町長 67-7097 (建設住宅課)
合計	12カ所	237,899	

着陸点には着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を画き、中央にHと記す。

応急教育の予定施設

令和元年12月31日現在

区分	施設名	収容 可能人数	R元. 12. 31 児童生徒数	他よりの受入可能数 計
小・中学校	東 小 学 校	1,791	297	1,494
	西 小 学 校	2,398	225	2,173
	第 一 中 学 校	1,810	132	1,678
	第 二 中 学 校	2,389	115	2,274
	計	8,388	769	7,619
公共施設等	地域交流センター 町 民 体 育 館	2,483		2,483
	人材開発センター	463		463
	老人福祉センター	381		381
	働く 婦 人 の 家	212		212
	中 央 保 育 所	358		358
	東 山 保 育 所	197		197
	西 保 育 所	252		252
	計	4,346		4,346
合 計		12,734		11,836

学用品購入（配分）計画表

岩内町

小・中学校別 区分 品目 単 価		小 学 校			中 学 校			計			摘 要
		児 童 数	量	金 額	生 徒 数	量	金 額	児 童・ 生徒数	数 量	金 額	
		人		円	人		円	人		円	
合 計											

学 用 品 給 与 簿

小 学 校
中

小・中学生（ ）

岩内町

住家の被害 区 分	学 年	児 童 (生 徒) 氏 名	保 護 者 氏 名	受 領 印	給 与 品 内 訳 (数 量)					給 与 月 日	摘 要
					教 科 書	教 材	鉛 筆	ノ ー ト			
合 計											

学 用 品 受 払 簿

岩内町

品 名		単位呼称						岩内町
年 月 日	摘 要			受	払	残	摘 要	

文化財の指定状況

(1) 道指定

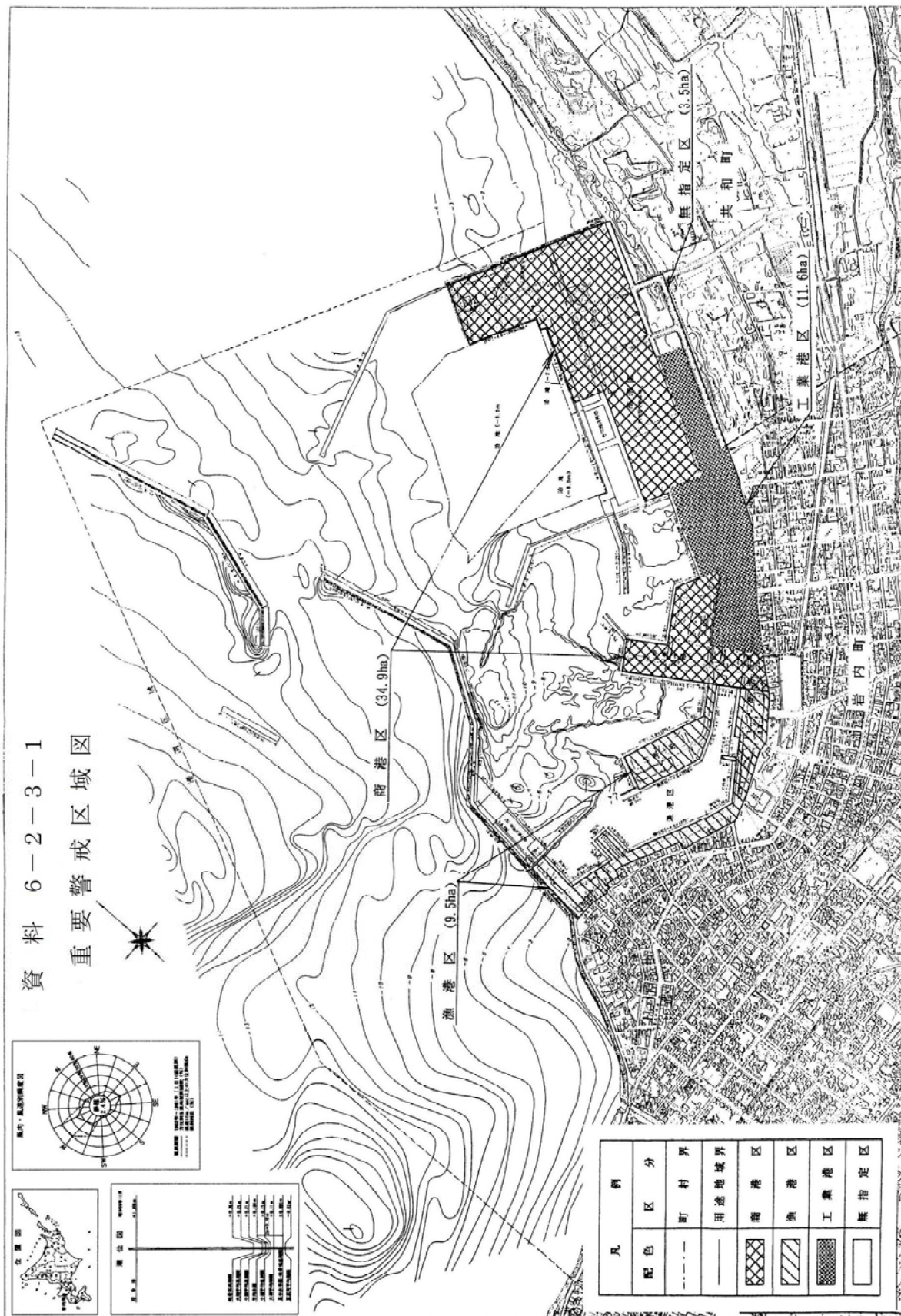
令和元年12月31日現在

名 称	所 在 地	所有者	指定年月日	摘 要
岩内東山円筒文化遺跡出土の遺物	岩内町字清住 5 番地 3 (郷土館)	岩内町	昭和43. 3. 29	縄文文化前期の円筒土器、下層式土器及び中期の円筒土器、上層式土器で両期文化の遺物が同一地点で層位的に出土する北限
岩内東山円筒文化遺跡	岩内町字東山 2 番地	岩内町	昭和43. 3. 29	縄文文化前期及び中期のいわゆる円筒式土器文化の代表的遺跡

(2) 岩内町指定

名 称	所 在 地	所有者	指定年月日	摘 要
阿彌陀如来 大仏像	岩内町字高台 143番地	帰厚院	昭和44. 7. 1	岩内町有形文化財/ 美工
一 本 柳	岩内町字清住 8 番地 8	岩内町	昭和47. 11. 3	岩内町天然記念物
岩内赤坂奴		岩 内 赤坂奴 保存会	昭和58. 7. 5	岩内町無形民俗文化財 岩内神社

重要警戒区域図



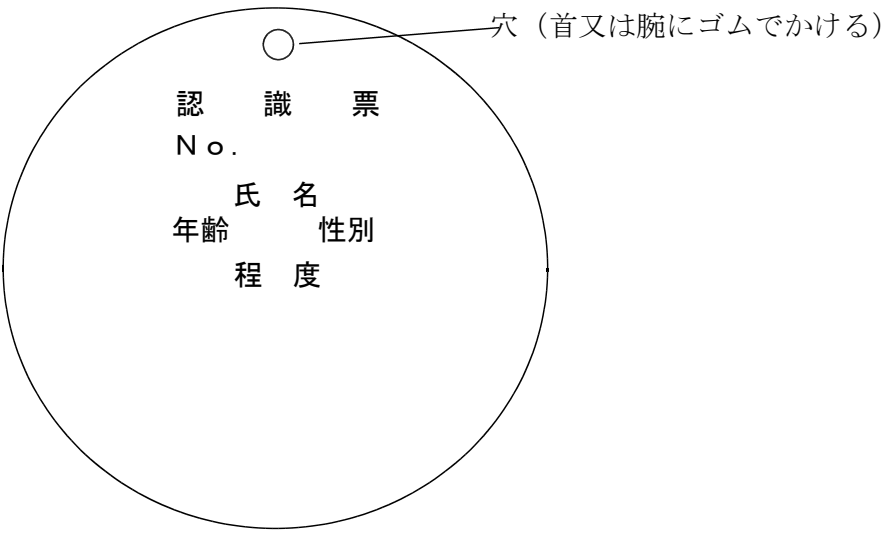
資料 6－2－9－1

港湾防災資材の保有状況

令和元年12月31日現在

保有機関名	資材名	数 量
岩内郡漁業協同組合	オイルフェンス	3 0 0 m

資料 6－3－10－1



資料 6－3－10－2

救 急 状 況 調 書

取 扱 員	認 識 番 号	職 業	氏 名	年 齢	性 別	住所又は 傷病者等 の 特 徴	傷 病 の 程 度	収 容 医 療 機 関 名
	No.				男 女		死 重 中 軽	病院 医院 診療所

資料 6－3－10－3

記 録 集 計 表

月 日現在 被 災 状 況	死 亡		重 傷	中 傷	軽 傷	計	収 容 場 所	出 動 医療班名
	現 場	医 療 機 関						
月 日 時 分 現在	人	人	人	人	人	人		
	男	男	男	男	男	男		
	女	女	女	女	女	女		
	計	計	計	計	計	計		

※ 傷病者の救出及び救急状況の記録用

資料 7－3－2－1

国道・道道の通行規制の基準

路線	区間	連続雨量	組合雨量	
			連続雨量	時間雨量
国道 229号	神恵内珊瑚内～神恵内村大森	100 mm/以上	80	20
国道 229号	岩内町敷島内～蘭越町港町	120	100	20
道道 66号 岩内洞爺線	共和町老古美～蘭越町湯里	100	－	－
道道 268号 岩内蘭越線	共和町老古美～蘭越町新見	100	－	－
道道 68号 古平神恵内線	古平町六志内～神恵内村駒吉沢	100	－	－

組合雨量とは、連続雨量と時間雨量の条件が満たされた場合に通行規制となる。

災害復旧事業別の国庫負担及び補助率

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行 1 カ所 500万円以上 道施行 1 カ所 120万円以上 市町村施行 1 カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行 1 カ所 500万円以上 道施行 1 カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行 1 カ所 60万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国 その都度決定する。 道施行 1 カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効果を全うする施設又は工作物等	国施行 1 カ所 500万円以上 道施行 1 カ所 120万円以上 市町村施行 1 カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	〃	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外郭施設 けい留施設、輸送施設	〃	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行 1 カ所 120万円以上 市町村施行 1 カ所 60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1 カ所 40万円以上	5/10(通常)、 8/10、9/10(高率該当)
	農業用施設	〃	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10(通常)、 9/10、10/10(高率該当)
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10(通常)、 7.5/10～10/10(高率後)
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	〃	6.5/10(通常)、 10/10(高率該当)
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良事業法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円以上	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円以上	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了した地区	・1カ所 2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要があるとき	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅		毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、日本赤十字社	救護施設、更正施設、授産施設、宿所提供施設		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等		〃	1/2又は1/3
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの		〃	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援助事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		〃	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
障害者総合支援法	障害者支援施設	市町村（指定都市及び中核市を除く）、社会福祉法人等	障害者支援施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	〃	〃
		市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	〃
	児童厚生施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/3

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く）	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設	道、市町村、非営利法人等	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	〃	1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	市町村	感染症指定医療機関	災害復旧所要額1件につき60万円以上	1/2
	感染症法予防事業	〃	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業又は水道用水供給事業 ①本復旧費＞現在給水人口×130円 ②本復旧費＞1,900千円（町村は1,000千円） ○簡易水道事業 ①本復旧費＞現在給水人口×110円 ②本復旧費＞1,000千円（町村は500千円）	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担金	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 市町村 30万円以上	2/3 （離島 4/5）
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 （離島 4/5）
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業 国庫補助に関する 基本方針	堆積土砂 排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量が2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の 処理及び 清掃に関 する法律	災害廃棄 物処理等	市町村 (一部事 務組合、 地域連合 含む)	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、時に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流出した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市 80万円以上 市町村 40万円以上	1/2
活動火山 対策特別 措置法 都市局所 管降灰除 去事業費 補助金交 付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の配水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	2) 都市 排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

岩内町地域防災計画 (資料編)

発 行	:	昭和	40	年	4	月
改 訂	:	昭和	63	年	9	月
改 訂	:	平成	2	年	3	月
改 訂	:	平成	3	年	3	月
改 訂	:	平成	4	年	3	月
改 訂	:	平成	5	年	3	月
改 訂	:	平成	6	年	3	月
改 訂	:	平成	9	年	3	月
改 訂	:	平成	11	年	12	月
改 訂	:	平成	13	年	12	月
改 訂	:	平成	14	年	12	月
改 訂	:	平成	15	年	12	月
改 訂	:	平成	16	年	12	月
改 訂	:	平成	17	年	12	月
改 訂	:	平成	18	年	12	月
改 訂	:	平成	20	年	12	月
改 訂	:	平成	26	年	4	月
改 訂	:	平成	28	年	4	月
改 訂	:	平成	29	年	3	月
改 訂	:	平成	30	年	8	月
改 訂	:	令和	元	年	12	月

岩 内 町